

王朝国家国衙検断権の構成

下向井 龍彦

はじめに

検断は一切の権力支配の前提または基礎としての治安警察である。犯罪人の捜索・捕縛・糾問・断罪から刑の執行にいたる強力を保持することなしには、どのような階級支配も可能ではない⁽¹⁾。

本稿の目的は、この石母田正氏の指摘を基本視角として、王朝国家体制下の国衙検断権の構成について考察し、もって国衙支配の特質の一端を明らかにすることである⁽²⁾。

この課題に直接関わっている研究分野に、国衙軍制論、国衙三使論、国使論の三つがある。第一の国衙軍制論⁽³⁾は、反国衙闘争を抑圧するため国衙が「国ノ兵共」（諸国兵士制）という形で国内武士を軍事力として編成していたことを明らかにしようとする研究である。しかしこの研究では、いかなる事態に対して、いかなる手続き・形式によって国衙が国内武士を軍事力として組織したのか、また彼らを組織しえた根拠は何なのか、などの点は明らかにならず⁽⁴⁾、国衙三使との関係も明確ではない。

第二の国衙三使論⁽⁵⁾は、押領使・追捕使・国検非違使（検非違所）についての個別研究であり、各々について種々の側面から分析されてきて

いるわりには、肝心の検断機関としての権限・役割がどのようなものであり、国衙権力または国衙検断機能全体のなかで各々がどのように位置づけられていたのか、まったくといってよいほど明らかになっていない。当然、新たに提起された国衙軍制論のなかでどう位置づけられるのかも明確ではない。

第三の国使論⁽⁶⁾は、検田・収納・検断など個々の行政分野ごとの権力行使のあり方を通して、国衙支配の特質を全体的に解明しようとする近年（*一九七〇年代後半）著しく進展した研究分野であり、国衙が派遣する国使が強力な権限を有し郡司・刀祢は国使の個別行政に協力するだけの補助的役割を果たすにすぎないという特質を明らかにしている。ここで国衙の権力作用を個々の行政内容に分解して個別に分析していこうとする視点は重要であるが、こと検断に関してはこの視点が十分に活かされていない。

右の相互に密接に関連する三つの分野は、それぞれの研究成果を吸収しあいながらも、なお有機的連関のもとに統一的に把握されるにはいたっていない。かかる研究の限界を克服するためには、これら三つの分野（国衙軍制・三使・検断権）を統合する分析視角と方法が必要となってくる。そこで私は、a 検断、b 軍勢催促、という二つの視角から検討を加えようとした。

a 検断は、国衙の権力作用の一部門であり、訴の提起（または犯罪の

摘発)にはじまり犯罪の捜査・犯人逮捕・審理・裁判から刑の執行までを含む刑事手続きとその担当機関を指す概念とする³⁾。b軍勢催促は、a検断のうち犯罪規模が大きく、犯罪鎮圧のために大がかりな実力部隊を要する場合の軍事動員法・軍隊組織法(明確な法文として規定された制定法ではないがたんなる「方法」でもない)を指す概念としておく。したがって、bはaから独立して存在するものではなく、aを実現するための特殊な実力装置ということになり、窮極的にはaに包摂・解消されるものである。国衛軍制論のもっとも重要な課題は、このb軍勢催促の具体的形式とそれを可能にする根拠を明らかにすることであり、この問題についての私見は別稿「王朝国家国衛軍制における国内武士催促について」で述べた³⁾。

本稿は、以上のような視角に立つて国衛検断権の構成について考察するものであるが、犯罪規模の大小にもとづく「重犯」と「軽犯」における検断手続きの違い、また検断遂行過程における「追捕」と「勘札」の機能上の区別について特に留意している。

なお、本論に入るにあたって次の二点についてあらかじめ断つておく。第一に、本稿の分析は国衛検断権の構成を静態的に分析することを主目的としており、史的展開の側面は捨象している。第二に、私は王朝国家体制の期間を一〇〜一二世紀末の期間とみているが、本稿では主として一〇〜一一世紀の実態解明に力を注いでいる。

一、重犯と軽犯

(1) 鎌倉幕府法における守護と檢非違所の檢断管轄

王朝国家体制下の国衛検断権について考察するさいの分析基準として、はじめに鎌倉幕府法に明確に規定されている一国単位の検断法をとりあげよう。体系的法制史料を欠く王朝国家体制下の国衛検断法を再構成す

るためには、個別具体的な素材をもとに帰納的に一個の制度を復元するという方法をとらねばならないが、そのための分析基準として王朝国家体制下の国衛検断法を継承した側面をもつ鎌倉幕府法の国内検断法がもっともふさわしいと考えるからである。

さて、鎌倉幕府法のなかで、一国単位の検断法についてもっとも明快に規定しているのは、以下に掲げる条文であろう。

① 一 謀叛人追討事

糺明真偽、随実正、可致沙汰、

② 一 刃傷殺害人禁断事

右、先相触所在之庄公、糺明犯否、任実令擲出之時、可請取之、無左右使者乱入事、可停止、兼又国司一所之中、檢非違所別当為宗所職也、而守護人令管領之間、云盜犯放火、云人拘引、如此犯人不及成敗云々、早停止守護人之妨、任先例、可為檢非違所之沙汰、

③ 一

諸国守護人奉行事、大番催促、謀叛殺害人之外、不可管領細々雜事等之由、故右大將家御時、被定置畢、而近年以小偏煩所部云々、太無其謂、庄家地頭、公領檢非違所、可致何沙汰哉、然則守護人者、三箇条之外、不可致過分之沙汰、地頭檢非違所廻寛宥之計、可專乃真勤之由、面々被遣御教書、自今以後、若有違乱之輩者、就領家預所住民等之訴訟、尋決両方、可被注申、罪科無所遁者、可令改補所職之状、依鎌倉殿仰執達如件²⁹⁾、

右の①②③の三つの条文から、鎌倉期の一国単位の検断法について、およそ次の如き知見を得ることができるとする。すなわち、「謀叛人」については、「真偽」を「糺明」し「実正」と判定されたら「追討」する権限を守

護が保持していた。また、「刃傷殺害人」の場合、守護は「犯否」の「糺明」と「搦出」を国衙または莊園に通知・要請し、犯人を「請取」る権限を有していた¹⁵⁾。いっぽう、「盗犯放火」「人拘引」「細々雑事」「小事」などと表現される、日常的に発生する軽微な犯罪は、国衙領の場合、全一的に「検非違所之沙汰」に属するものであり、これらの犯罪にたいして守護が「過分之沙汰」をすることは、厳しく禁止されていた。

このうち、「謀叛」・「殺害」を「重犯¹⁶⁾」と一括し、その他の雑多な犯罪を「軽犯」と総称するならば、如上の規定から、鎌倉幕府法において、国衙領の場合、「重犯」事項は守護によって管掌され、「軽犯」事項は国衙検非違所によって管掌されるというかたちで、明確な検断管轄の分掌関係が存在していたことが確認されよう。幕府の機関である守護と国衙機構の一分課である検非違所とは、上位権力との統属関係を異にするとはいえ、検断管轄において法制上は相互に対立しあう関係にあったのではなく、相補的な関係として構成されていたとすることができる。いかえれば、鎌倉期の一国単位の検断権は、「重犯」担当の守護と「軽犯」担当の検非違所によって全体として行使されるように構成されていたのである。ただし守護がこの管轄区分を無視して検非違所管轄事項を侵犯していたことは、②③から明白であるが、鎌倉幕府はそれを「違乱」「罪科」とする態度を取っており、法制的構成としては以上のように捉えてよい。

鎌倉期の一国単位の検断法の以上のごとき構成は、混沌としてとらえにくい王朝国家体制下の国衙検断法の構成を考察するうえで絶好の分析基準を提供している。

だがそのまえに、あらかじめ如上の幕府法の規定、とりわけ検非違所の検断管轄に関する従来の解釈について検討しておく必要がある。

これまで、一般に、鎌倉幕府法に規定されている検非違所の権限は、もともと検非違所が保持していた権限が守護によって侵害・吸収され縮

小した結果を示すものであると考えられている。たとえば、渡辺直彦氏は「守護・地頭の設置以後は、公領検非違所の機能は矮小化を余儀なくされ、公領内の非違検断よりも、むしろ『乃貢』徴収に重点が移った¹⁷⁾」と述べられ、また、入間田宣夫氏も同様に「王朝国家期において（一国的暴力機構の）中心的役割を果たしていたと思われる検非違所は、従属的地位に転落し、守護―地頭の系列のもとに包摂され¹⁸⁾」たと論じておられる。両氏ともに、前掲②③から、鎌倉期の検非違所のもつ法制上の権限が、王朝国家体制下のそれにくらべて、「転落」・「矮小化」したと考えておられるのである。

だが、この検非違所「転落」・「矮小化」論を支持することはできない。王朝国家体制下の国衙検非違所が、国内のすべての検断事項を全一的に掌握していたという、必ずしも論証されていない前提に立っているからである。むしろ②「任先例」、可為「検非違所之沙汰」という「先例」が、直接的には③「故右大将家御時」を基準にしているとはいえず、さらに遡って王朝国家体制下の国衙の「先例」を實質的には継承したものと想定するほうが自然であると思う。すなわち、幕府法に規定された一国単位の検断法の基本的枠組は、幕府によってはじめて創出されたものではなく、先行する王朝国家体制下の国衙内部で形成されていた検断法・検断管轄を原型としていると推察されるのである。

そこで以下の考察では、右の幕府法の一国検断法のあり方を分析基準にして王朝国家体制下の国衙検断権のメカニズムを明らかにしていくのであるが、その出発点として、鎌倉幕府法的な意味での「重犯」と「軽犯」の区分が、この時期の地方社会で検出しうるかどうかについて検討しておこう。

(2) 王朝国家段階の「重犯」と「軽犯」¹⁹⁾

まずはじめに、古記録に散見する赦免すべき囚人を勘申した「未断囚人勘文」の記載に注目してみよう。

たとえば、長保二年（一〇〇〇）五月十八日の大赦における未断囚人勘文には、

合廿九人、之中左廿三人、之中八人、依「殺害強窃咒詛」之者重、其外或嫌疑之輩輕、矢田部有延、擬「殺」害僧、者云々、輕也、不「承」伏、右六人、殺害者二人重、可「然」免、免「丈」部有、光、橘御垣丸可「免」、其外強盜等嫌疑刃傷之輩輕¹⁹、

とみえる。この勘文における「重犯」と「輕犯」の区分は、赦免すべき囚人を確定するための基準である。つまり、「重犯」とは、本来大赦（常赦）において赦免の対象から除外された「犯」八虐故殺謀殺強窃二盜私鑄錢「常赦所」不「免」者」に相当する犯罪であり、それ以外の赦免の対象となる「其外強盜等嫌疑刃傷之輩」（他の例では「強窃二盜嫌疑者、鬪乱等雜犯者」¹⁹）などとみえる）が「輕犯」に相当する犯罪だったのである。もちろん、「未断囚人勘文」によって確認される「重犯」と「輕犯」は、鎌倉幕府法に規定されているような単純簡素な内容ではなく、律の規定を踏襲した複雑な内容構成である。しかしながら、中央での複雑な内容構成が、地方社会で同じかたちで現実適用されていたと考えないほうがいい。地方諸国で発生する犯罪における「重犯」と「輕犯」の区分は、基本的には中央におけるそれと同一基準に立脚しているとはいえず、地方社会で現実発生する犯罪に対応した、より鎌倉幕府法に近似する単純な内容構成に変容していたと思われる。

そこで以下、地方諸国で「重犯」と認定された犯罪の具体例から、右の想定を裏づけてみよう。

寛弘元年（一〇〇四）九月、紀伊国司が高野山領官省符莊に対して「暴悪不調之人」を「使人」として派遣し、「益乘里田」と号して「租税」を「苛責」するという事件がおきた。当時一般的に発生していた四

至内新開田収公をめぐる国衙と莊園の紛争であるが、ここで注意を惹くのは、莊園側が国使の「或乍「乘」馬、乱「入」堂舍政所之嚴堺「凌」人取「物」という粗暴な行動を、「宛如「追」捕重犯之人」と非難していることである²⁰。この点に限ってみれば、莊園側（高野山）が非難しているのは国使の入部それ自体よりも、むしろ「重犯之人」追捕の場合と同じような乱暴な方法で強制執行に臨んでいることであり、この点に注目しなければならない。つまり、ここでの莊園側の主張から確実に指摘できるのは、「重犯」追捕手続きと国務上の国使による強制執行手続きとは本来明白に異なる形式であったということである。

同様の実例として、永承五年（一〇五〇）七月廿二日太政官符¹⁹所引の和泉国司奏の次の部分をあげることができる。

五位以下諸司官人以上多以來「住」部内、件類眷属自成「惡」事、或立「寄」諸家之庄園、对「捍」国務、或押「奪」平民之田畠、構「成」私領、如「此」之類、不「可」勝「計」、凡暴悪不善之輩、住「国」内之間、強窃二盜放火殺害連綿不「絶」、大為「騷」擾、仍不「令」住「此」輩、須「退」出境外、但「至」于重犯之者、且以勘札、且以言上、

すなわち、国司は「国内居住五位以下官人以上」の「暴悪不善之輩」の処置について、国務対捍・田畠押奪などについては国司の裁量で境外追放に処すことにするが、とくに「重犯之者」については太政官に「且以勘札、且以言上」することの許可を申請しているのである。ここでも、「重犯」検断手続きが、他の「惡事」「騷擾」の検断手続きとはつきり区別されていたことを看取できる。

さらにもう一例付け加えるなら、一一世紀の現実を反映していると考えられる「国務条々事」²¹のなかに、国司は「郡司・雜色人（「在」庁官人）」に「雜念」があつた場合、かんたんに「解任」すべきではないとし

ながらも、とくに「重犯」についてはこの限りではない、という条目がある。これもまた、「重犯」検断手続きが他の一般「軽犯」の場合とは明確に区別されていたことを示す好箇の事例といえよう。

かかる地方社会で発生した「重犯」の中心的内容が、鎌倉幕府法に「大犯」事項として明文化された「謀反（叛）」・「殺害」であったことは、同じ事件について語るつぎに掲げる二つ史料の文言をみれば明らかである。

件²¹行任子僧範勝、寺家所司良快企^レ擬^二殺害^一、於^二寺家政所前^一、發^二謀反^一之処也²¹、
 倩案^二犯過子細^一、從^二行任之私宅^一、範勝出立、所司良快令^二殺害^一事者、重犯之中、最重過之者行任也²²、

以上の叙述によって、王朝国家体制下の国衙検断法が、鎌倉幕府におけると同様、「重犯」と「軽犯」とに明確に区別されていたこと、そして「重犯」を構成する犯罪もまた、幕府法同様「謀反（叛）」と「殺害」を中心的要素とするものであったことが明らかになった。

この時期「重犯」（＝「謀叛」・「殺害」と認知される犯罪が、具体的にはいかなる勢力によるどのような形態の活動であったのかという問題を明らかにすることが次の課題である。特定の法形式と制度を生みだす政治状況を考察することなしに、この時期の国衙検断法の生きたあり方は決して究明できるものではない。

二、「凶党」蜂起―長保元年大和国早米使殺害事件を通して―²³

王朝国家体制下の国衙権力が、「重犯」と認定し抑圧しなければならなかった具体的活動は、「凶党」蜂起であった。本章では、「凶党」蜂起の

性格について、とくに国衙検断権と関係する側面に焦点をしばって検討してみたい。

かかる視点から「凶党」蜂起を問題にするとき、もつとも具体的な素材を提供してくれるのは、長保元年（九九九）八月廿七日大和国解²⁴である。長大な史料であるが、煩をいとわず全文を掲げることにする。

大和国司解 申請 官裁事

勘^レ糾言・上殺^二害管城下郡東郷早米使藤原良信^一、兼強^二盜隨身物^一

犯人等^上状

一 捕進犯人四人

秦 清正 文部有光

僧 寿蓮 橘美柿丸

一 調度文書四通

一通 城下郡司并刀祢等申詞記

一通 死人藤原良信從者阿閑安高申詞記

一通 勘問犯人秦清正・文部有光・僧寿蓮・橘美柿丸等日記

一通 犯人同有光等四人承伏過状等

一 逃去犯人十七人

橘 正友 桑原則正

秦 時信 藤原本延

姓不知三吉先生 春正男一雄丸

藤井春木 有助王

橘 利松 中臣有時

伴 春友 中臣吉扶

文 行光 僧祈勢男菊男丸

飛鳥部今吉 佐井吉本法師

秦 春国

右、依管城下郡解、彼郡早米使藤原良信、今月十八日為「文春正等」、被「殺害」之由、同廿一日且勒「大略」言上先了、爰守孝道、依「蒙」追捕勘札之官符、同廿二日率「官人」追捕使等、着「事」發所、勘札之處、犯狀揭焉、適捕「得」犯人等、即加「糺」決、已無「所」避、伏「弁」過契「了」、抑件殺害事發、雖「在」右衛門權佐兼山城守藤原朝臣宣孝領所字号田中庄預文春正之造意、然慥加「糺」察者、前法隆寺別当仁階大法師領所字号丹波庄、興福寺僧明空法師領所字号紀伊殿庄、惣「三」箇所、凶党數十人、結「群」合「謀」、所「成」之犯也者、事之子細見「勘」札日記等、件犯人等、或依「重」犯、先年下獄、會赦原免之輩、或好「奸」濫「对」捍「國」務、遁「避」官物、兼成「國內」強竊盜放火殺害犯「之」者、假「件」庄園威、年來之間所「居」住也云云、其不善之漸、遂及「于」殺「害」國使「歟」、今臨「追」捕之日、件下手同類者十七人、或以入京、或隱「遁」興福寺邊「云」云、謹檢「案」內、凶惡之者不「悔」前過、恐及「于」逃散「之」時、恣亦成「逆」謀之企、望請「官」裁、被「下」宣旨、若有「入」京之輩者、令「檢」非違使追捕、若有「隱」遁寺邊者、令「本」主仁階・明空大法師等捕進、永斷「梟」惡之輩、令「知」禁網之嚴、仍勒「事」狀、謹解、

長保元年八月廿七日

大學頭兼守從五位上源朝臣（花押） 正六位上行少目葛木宿禰
 從五位下行介橘朝臣 正六位上行權大掾石山宿禰
 正六位上行少掾宗岳朝臣
 正六位上行權少掾置始連

この大和国司解（以下「大和国司解」と表記）は、大和国城下郡東郷に内部して早米徴収にあたっていたと思われる国衛早米使藤原良信が、右衛門權佐（同時に檢非違使佐であった²³）兼山城守藤原宣孝の所領田中庄預文春正を謀首とする、田中庄・丹波庄・紀伊殿庄の庄預・田堵らの連合組織である「凶党數十人」の共同謀議によって謀殺された事件を、

大和国守源孝道が国衛檢断諸機関を指揮して「追捕勘札」し、太政官にその檢断記録と補得犯人四人の身柄を進上したものである。

（1）事件の性格

まずはじめに指摘しなければならないのは、この事件の重大性と緊急性が、殺害された被害者が国衛早米使すなわち国務の執行吏であったという点である。

關訟律拒国郡以上使条逸文には「拒「国」郡以上使者杖六十、毆者、加「二」等、傷重者、加「關」傷「一」等」とあり、殺害すれば關訟律の他の規定と同様に「死者斬が適用されることになる。国使の公務執行を拒否して殺害に及んだ場合、一般の「殺害」とは異なる特別な位置づけがされていたのである²⁴。「大和国司解」には「殺「害」國使」「恣亦成「逆」謀之企」と記されており、国衛はこの事件を国使殺害の「謀叛」「逆謀」は謀叛と同義と判断している。さらに「大和国司解」によれば、国守は「追捕勘札之官符」を請求して檢断を開始しているが、「被「下」追討宣旨」事者、罪犯「八」虐、為「敵」於「国家」之者、蒙「此」宣旨事者也²⁵」という一般的法理にしたがうならば（「追捕勘札之官符」と「追討宣旨」との違いを考慮するにしても）、この事件は「八虐」と位置づけられ国家権力に真向から敵対する犯罪と認定されたのである。つまり、この事件は、「犯人虐故殺謀殺、……常赦所「不」免者」という通常の大赦においては赦免の対象から除外された「重犯」と認定される犯罪だったのである。

次に注目したいのは、早米使「国衛執行吏を殺害した勢力とその行動について、国衛が「惣「三」箇所、凶党數十人、結「群」合「謀」、所「成」之犯也」と認定していることである。国務執行吏に公然と敵対し、ついには殺害するにいたるほどの武装反逆者集団が、「凶党」と表現されているのである。この「凶党」概念は、一般名辞ではなく、一定の法的意味内容を含む概念であった。そのことは、以下に例示するいくつかの事例をみれば明白である。

たとえば、元慶八年（八八四）の筑後国守都御西殺害事件では、謀首
 據藤原近成以下「数十人」の集団は、推問使派遣のさいの太政官符に
 「凶賊」「凶党」と表記されている²⁸。また、寛平・昌泰（八八九〜九
 〇一）の頃、坂東一円で蜂起した「僦馬之党」は、「結群党」、既成「凶
 賊」し諸国から「追討」されている²⁹。さらに天慶の乱の反逆者たち
 もまた「東国凶賊平将門謀反³⁰」、「駿河国岫崎関為「凶党」被「打破」³¹、
 「南海凶賊藤原文等³²」などと呼ばれている。そして時期はずつと降つて、
 平兵直後の源頼朝は「忽相「語凶徒凶党」、欲「虜」掠当国隣国³³」、「関東
 凶賊³⁴」と中央政府からとらえられている。

これらの事例によって、王朝国家体制下において、反国家武装闘争を
 展開する集団または勢力が、「凶党」「凶賊」と呼ばれていたことは疑い
 ない。私はこのような武装反逆者集団とその行動を「凶党」蜂起と概念
 化しようと思う。

以上の検討から、本章でとりあげている長保元年大和国早米使殺害事
 件が、「重犯」と認定される犯罪であり、早米使を殺害するという「重
 犯」を犯した集団とその行動を「凶党」蜂起と一般化しうる事が明ら
 かになった³⁵。

（2）「凶党」蜂起の発生原因と組織形態

大和国早米使殺害事件において、田中庄・丹波庄・紀伊殿庄の「惣三
 箇所」の庄預や田堵らが「結群合謀」して早米使藤原良信を殺害するに
 いたった動機は、国衙の早米（＝早稲）賦課と早米使の強引な徴収に対
 する彼らの実力による阻止＝対捍にあつたと思われる。早米使の入部が、
 国衙権力と、荘園＝権門寺社と結合した在地諸勢力との緊張関係を尖鋭
 化させる原因となつた例として、時期はかなり降るが、保元元年（一一
 五六）摂津国東寺領垂水荘における国衙早米使の活動をあげることがで
 きる。

法務権僧正房政所下 東寺領垂水庄官等所

可令「早停止」国衙早米使等事

右当庄者、是為「往古官省符庄」之上、白河并鳥羽両院御時、有「御
 沙汰」、被「停止」国妨了、是則鎮護国家御祈、毎年不退自灌頂并
 御影供会料米故也、仍臨時雜事国役全以無「勤仕」、然而当任背「先
 例」俄令「乱」入数多使於庄内、号「早米使」令「責勸」之条、甚以不
 当事也、御沙汰之間、更不「可」用「件使等」者、庄官等宜「承知」、勿
 違失、故下、

保元元年八月廿三日

公文法師

院司法師³⁶

ここで垂水荘は、白河・鳥羽両院の「国妨」停止の「御沙汰」を根拠
 に、当任国司になつてから「先例」に背いて不当に国衙早米使を荘内に
 乱入させ、責勸したことを糺弾している。この文書は、東寺政所が国衙
 から早米使が催徴に來ても拒絶するよう垂水荘莊官等に命じたものであ
 るが、その前提には、莊官住人等が莊官住人等解で早米使乱入を莊園領
 主東寺に訴え、それを東寺が政府に訴えて、東寺と摂津国司の間で相論
 になっているのであり、相論中の国衙早米使の責勸を拒絶するよう命じ
 ているのである。領域型不入莊園になつた院政期の莊園の場合、個別莊
 園の莊官住人等は、個別莊園単位に住人等解のかたちで国衙の非法を莊
 園領主に訴え、朝廷での相論を通じて要求を実現しようとするのである
 が、散在耕地からなる摂関期の私領的莊園の場合、個別莊園・私領を越
 えた一国単位・一郡単位で共通利害に立つ複数の莊園・請作田堵（彼ら
 は同時に国衙領公田を請作する負名でもある）が連合して国衙権力に対
 して抵抗するのである。摂関期の郡司百姓等解闘争・郡司百姓等共闘型
 「凶党」蜂起と、院政期の莊園（公郷）住人等解闘争の段階の違いである³⁷。
 このように国衙支配の変容（莊園公領制への転換）による闘争形態

の違いはあるが、大和国早米使殺害事件の背景には、受領Ⅱ国衙の強引な早米賦課に対する一国規模・一郡規模の荘預・田堵等の反発があり、その緊張関係が武装蜂起にまで発展したのが、今回の城下郡東郷早米使殺害事件だったのである。

一般に、国衙権力と荘園・在地諸勢力との対抗関係が尖鋭化するのには、検田使・収納使など国使の入部を契機としている。

有名な永延二年（九八八）十一月八日尾張国郡司百姓等解³⁵は、国守藤原元命が諸郡に入部させた国使の非法を糾弾する条項が、実に全体の三分の一にあたる一〇項目に達している。すなわち、従来の慣行を破る国使の不当な「供給」の要求、新開田の「勘出」、「率法」の恣意的変動、正規の官物の付加税である「加徴」の増徴など、田堵百姓の訴える国使の不当な苛責は多岐にわたっている³⁶。かかる事例は他にも枚挙にいとまがないほどである。

かくの如く、国衙権力と在地勢力の対抗関係は、国使の入部において最も尖鋭なかたちで現出するのであるが、この国務執行をめぐる両者の緊張関係が、在地勢力を国務対捍という共通利害のもとに連帯させ、官物掠奪・官舎放火・国使殺害・国衙襲撃などの多様な形態の犯行が武装蜂起Ⅱ「凶党」蜂起として爆発するのである。

さて、検田・収納使などの国使の入部が、「凶党」蜂起の基本的動機であったとすれば、そのことが「凶党」の組織形態を規定するのは当然である。

第一に検田・収納使は、一般に郡を単位に派遣される³⁷。ここで問題にしている早米使藤原良信は大和国城下郡東郷早米使とあるが、「彼郡早米使」ともみえ、城下郡全体を担当していたとみておこう。したがって、国使襲撃・殺害という目的を達成するために「凶党」を結成するのは、城下郡という行政区分の内部で利害を共通する勢力が中心となる。「大和国司解」にみえる田中庄および紀伊殿庄（もしこの紀伊殿庄が中喜殿庄

に相当するとすれば）の両庄は城下東郷内にあり、また丹波庄は城下東郷の北に隣接する山辺郡内にあり³⁸、右の理解はほぼ妥当するとみてよい。「凶党」蜂起の原基形態は、かかる郡的規模での在地諸勢力の共同利害を擁護するための組織であり、場合によっては（国衙は国内一同の検田方針・収納方針で臨むから）、かかる組織はさらに一国規模の結合へと発展していくものと考えられる。

第二に、「凶党」蜂起の直接的な闘争目標が、国務を執行するために郡内に入部した国使の殺害にあったことは、「凶党」組織が長期的目標を達成するために結合した日常的・永続的組織ではなく、国務執行に対する在地勢力の当面する共同利害を暴力的に擁護するための一時的な組織であり、国使殺害という目標を達成すればただちに解散するという性格のものであったと考えられる。

③「凶党」蜂起と検断上の身分特権

次に、「凶党」構成員の身分上の問題、とくにそれが検断法において果たす特殊な側面について考えてみよう。

早米使藤原良信殺害の首謀者右衛門権佐兼山城守藤原宣孝預所田中庄の庄預文春正をはじめ、捕進犯人および逃去犯人交名に記された構成員は、田中庄・前法隆寺別当仁階大律師所領丹波庄・興福寺僧明空法師所領紀伊殿庄の荘官・田堵らが主体であった。

ところで、首謀者の本主藤原宣孝は右衛門権佐で同時に検非違使佐でもあったが、ここで注目されるのは、衛門府府生や看督長に多い秦・飛鳥部・伴・藤井・桑原・文部などの氏名³⁹をもつ人物が交名に登場していることである。看督長は、検非違使以下が判捕することになっており⁴⁰、彼らのなかには右衛門権佐宣孝と私的主従関係を結ぶ衛門府下級官人・看督長・下部らもいたであろう。

また、僧寿蓮・僧祈勢男菊男丸・佐井吉本法師など僧侶身分の者は、

前法隆寺別当仁階大法師や興福寺僧明空法師を「本主」とする僧徒である。彼らは、逃去して興福寺に隠遁したが、大和国司は彼らを直接追捕することはできず、太政官に対して「本主」仁階・明空大法師等に捕進を命じてほしいと申請していることが注目される。

以上から、早米使藤原良信を殺害した「凶党」の身分的構成が、王臣家人（＝庄預）・衛門府看督長・下部や僧徒を中心としていたことがわかった。ここに、「凶党」蜂起を展開するための重要な政治的背景として、検断法における身分特権と本主のもつアジュール機能の問題がうかびあがってくる。⁴⁴⁾

かかる視点に立つて、一〇～一世紀に「凶党」蜂起を展開する在地勢力の身分に着目すれば、大づかみに、①王臣家人、②六衛府舍人、③五位外住者、④僧徒、⑤神人、をあげることができる。⁴⁵⁾ 彼らの身分に共通してみとめられる検断法上の特権が、反国衙闘争を展開していくうえできわめて有効な条件として作用していたと考えられる。

まず第一に指摘できるのは、「拷訊免除」の特権である。断獄律によれば、「心議請減、……並不合拷訊、皆拋衆証定罪、違者以故失論」⁴⁶⁾とある。「心議請減」とは、七位以上および五位子孫を含む語である（「名例律」）。したがって、七位以上の有位者と五位子孫に「拷訊免除」の特権があったことはあきらかである。また、刑部式には、「凡僧尼犯罪心、訊者、皆拋衆証定罪、不須捶拷」⁴⁷⁾とあり、僧侶もまた同じく「拷訊免除」特権があった。七位以上、五位子孫、僧侶のかかる特権が、平安末期にいたってもなお実効性を有したことは『法曹至要抄』⁴⁸⁾（上 罪科六十）「不拷訊事」の案文後半に「有官位之者、及僧侶、五位以上子孫、粗有其例敷」とみえることから明白である。また、神人（民）の場合も、『小右記』長元四年（一〇三一）二月一日条に「正輔進証人二人皆神民也、道官人申不可拷之由」、同年三月十四日条に「至神民不可拷訊之由、法家所勘申、早可原免、…

神民無罪之由、所勘申、可免之」⁴⁹⁾とあるように、「拷訊免除」特権を有していたことがわかる。この時期の検断沙汰にあつて、最大の証拠となるのは犯人の自白＝「過状」であり、自白を強要するため「拷訊」が行われるのである。したがって、「拷訊免除」特権は極言すれば、犯行を否認することができるといってもよいだろう。「神民非從罪之限」⁵⁰⁾という法諺は右のことを示していると考えられる。

第二に、裁判管轄の問題がある。『法曹至要抄』（上 罪科五十八）「追捕事」に引かれた「檢非違使式」に「諸司諸衛及諸家官人以下雑色以上、若有犯過者、且禁其身、且經本司」⁵¹⁾とあり、諸司諸衛諸家の官人以下が犯罪を犯した場合、身柄を拘束しても「本司」（本主）に連絡しなければならなかったのである。たとえば、『高山寺本古往来』⁵²⁾「十号書簡」では、郡司が、管郡の「新開作田」に押入り「刈取」った「着摺衣男」不知姓名」に対して、「私使」を遣わして「尋問」したところ「御曹司御厩舍人」と称したので「不決事真偽」不諭罪輕重」⁵³⁾として、犯人の身柄と刈稻を本主のもとに送り「召勘」するよう要請している。それに対する十一号書簡では本主が郡司に丁重に返書し、従者が國中作田に白昼乱入して刈り取るとは「強盜」に他ならないので、今後の懲らしめのために当方で「刑罰」加えてから「国前」に身柄を引き渡し「国衙」の「禁倉」に収監させた、と告げている。

また、五位外住者については、「国務条々事」の「不可用五位以上郎等」の条目に「五位有官郎等、是不治之根本也、雖張行惡事、依為有位之者、強不能抑屈」の記事がみえる。五位外住者の悪事を、国衙固有の検断権の枠内で禁断することがきわめて困難であったことがうかがわれる。時期はやや遡るが、貞観五年（八六三）三月十五日官符⁵⁴⁾で、「禁野」で狩したもの、「五位以上録名言上」、六位以下登時決罰⁵⁵⁾するよう国司に命じている。通常の犯罪の場合、国司は五位の徒に対して「録名言上」することしかできなかったのである。一〇世紀以

後においても、かかる五位の検断上の特権が認められつづけたことは、「五位以上諸司官人以下、輒出畿外、禁遏已重」⁽³⁴⁾、「五位以上不可出畿外」之由、法条所制也⁽³⁵⁾」など、五位の徒による畿外での濫行が問題にされていることや、上記の「国務条々事」の文言から明らかである。

さらに、五位以上の者については、勅許なくその「宅」に捜査権を及ぼしえないという特権があった。「遣廷尉可令搜檢、雖云五位以上宅、不奏事由直以可搜檢」⁽³⁶⁾の記事がそのことを示している。

第三に、寺社の場合、避難所「アジール」として世俗の権力の介入を拒否する不可侵性を有していた。天喜四年（一〇五六）四月二十三日、検非違使序宣と称して、騎兵歩兵七八十人許が、東大寺に乱入し、房内を損亡し犯人山村頼正の子を斬首して立去るといふ事件がおこったが、東大寺所司らは、「情尋旧例、尚於寺辺輒無入擲、何況於寺中乎、若適有如此犯過人之時、先觸案内於寺家、被尋召、是所所流例也」⁽³⁷⁾、「縦雖籠寺中犯者、先觸案内於所司被尋召之、是御願之嚴重所之流例也」⁽³⁸⁾と激しく政府に抗議している。このあと政府は、犯人山村頼正をかくまっている房主僧を召進するよう寺家に対して再三にわたって官宣旨を発しているが、ついに寺家は捕進しなかった。寺院のアジール性、世俗の権力の介入しえない不可侵性を端的に示す事例である。

〔補注〕この事件で山村頼正の子を斬首した「騎兵歩兵七八十人」は従来検非違使の武力と考えられてきた。しかしこの「騎兵歩兵七八十人」は、実は国追捕使の武力であった。私は拙稿「王朝国家国衛軍制の成立」〔史学研究〕一四四号（一九七九年）で掲載した「諸国追捕使表」のなかに、『東大寺別当次第』⁽³⁹⁾にみえる大和国追捕使源宗佐をあげておいたが、その記事の日付とこの事件の発生日とはまさに付合する。このことについては前稿の段階では気がつかなかったが、その後広島大学大学院生市田弘昭氏（*現修道中高等学校教諭）からこの点に付

き御教示をえた。氏に感謝したい。この事実によって追捕使の武力について、より具体的に究明することができると思う⁽⁴⁰⁾。

以上述べてきたように、「凶党」蜂起を展開する王臣家人・六衛府舍人・僧徒・五位外住者・神人らは、国衛の通常の検断権では容易に禁圧しえない種々の特権によつて保護されていたのであり、かかる検断上の保護特権を有していたからこそ、国衛に対して公然と国務対捍を行い、さらには国使殺害事件を含む「凶党」蜂起を展開したのである。

それでは、かかる公然と国衛権力を侵害する事態が生じた場合、王朝国家の中央政府と国衛は、いかにしてそれを鎮圧したのだろうか。

三、重犯検断手続き

検断とは、訴の提起から捜査、犯罪の鎮圧、審理、判決、そして刑の執行までを含む、検断法規に拘束された一連の進行過程である⁽⁴¹⁾。この規定をもとに、本章では前章にひきつづき大和国早米使殺害事件を素材として、国衛の重犯検断手続きについて考察を加えてみたい。

（一）郡解

さて「大和国司解」によれば、大和国守源孝道による早米使殺害事件の検断は、「(城下)郡早米使藤原良信、今月十八日為「文春正等」、被殺害」之由、同廿一日且勒「大略言上先了」という内容の「管城下郡解」を端緒に開始された。国守の「追捕勘札之官符」の申請とそれにもとづく「追捕勘札」⁽⁴²⁾ 検断が、このように郡司の「事発」報告（郡解には、調度文書として当然臨検調書にあたる「事発日記」⁽⁴³⁾）が含まれていたはずである）を端緒としていること、いいかえれば郡司による初期捜査が前提となっていることに、まず注目する必要がある。後述のように、在地のあらゆる訴えに「郡判」が不可欠であるのは、検断の端緒における郡司の重要な機能である。このことは律令制下にくらべて権限・地位

がはるかに低下した王朝国家体制下の郡または郡司が、初級検断機関として一定の重要な役割を果たしていたことを物語る。すなわち、獄令犯罪条「凡犯^レ罪、皆於^二事発処官司^一推断」、同郡決条「凡犯^レ罪、答罪郡決^レ之、杖罪以上、郡断定送^二国覆審訖、徒杖罪、及流宍^二決杖^一、若宍^レ贖者、即決配徴贖」の規定は、基本的には、なおも生きつづけているのである⁽⁶⁾。

ところで、義江彰夫氏はこの早米使殺害事件から次のごとく、私見とは正反対の結論を引き出しておられる。すなわち、「郡がかかる事態（＝早米使殺害―引用者）に対処しうる条件を失っていた」「郡司は刀祢とともに事発日記を認め事態解決を国衙に訴え出ることしかできなかった。郡司はこうして在来掌握していた刑事事件に対する第一次裁判権すら失い、刀祢とともに国衙に対してただ真偽勘申を行うだけの地位に転落することとなったのである⁽⁷⁾」と。

だが、かかる評価を支持することはできない。令制下にあつて、郡司が専決権を有する犯罪は答罪だけであり（獄令郡決条）、それは日常的に頻繁に起こる軽微な犯罪である。それに対してこの早米使殺害事件は、前章で述べたように「謀叛」（または「謀殺」）であり、「常赦所^レ不免」とされる「重犯」であつた。すなわち、本来の律の規定によれば「斬」に相当する犯罪である。したがつて、郡司が専決権をもたないのは当然のことである。むしろ、「郡解」によつて、犯罪事実・被害者・加害者を明示していることは、義江氏の評価とは反対に、郡司が一定の「推断」機能をもっていたことを立証するものに他ならない。

たしかに、一般論としては義江氏が強調されるように、律令制下の国―郡行政を現実基礎づけていた郡司の部内に対する「首長制」的支配が解体したことは明らかであるにしても、そのことからただちに、国衙行政の低位機構としての「郡」の独自の行政機能を否定しうることは正しくない。国―郡行政を基礎づけている在地の支配関係は確実に変質し

ているのであるが（*在地首長制を基礎とする編戸制・班田制・調庸制から富豪経営を基礎とする負名体制への転換に表現される）、行政機構＝支配単位としての「郡」の役割は依然として存在しつづけているのである、検断も、郡を単位とする行政機能の一つなのである⁽⁸⁾。

以上でみてきたように、「重犯」検断においてさえ「郡解」が検断の端緒となつており、郡または郡司が初級検断機能を保持していたことがわかつた。かかる郡司が、「軽犯」検断においてなおいっそう広汎な機能を保持していたことは容易に推測しうるところである。この点については第五章で詳論しよう。

（2）追捕官符

八月二十一日に「郡解」によつて早米使殺害の報告をうけた国守源孝道は、その日のうちに国解で太政官に犯罪事実を言上した。国解を受けた太政官は次のような対応をしたはずである。すなわち一条天皇に奏上したうえ左大臣藤原道長の指示により公卿を招集して陣定^二対策会議を開催して対応を協議し（陣定は不可欠ではないが）、大和国司に「追捕勘^レ糾」を命じる官符を発給して鎮庄させる方針を定め、奉勅を経てその日のうちに「追捕勘^レ糾之官符」を作成させ、大和国に下した。公式令受事条「急速大事」規定にもとづく即日処理である。

（*だがこの対応は、八月の記事が揃っている内覧左大臣藤原道長の『御堂閔白記』、中納言だった藤原実資の『小右記』、蔵人頭右大弁藤原行成の『権記』にはまったく記されていない。彼らはこの対応の中心か至近にいたはずである。後述するように、この「大和国司解」は、このとき検非違使別当として事件処理に関わつた参議藤原公任が、後日廃棄されたこの文書の裏面を『北山抄』稿本料紙に使つたから偶然今日まで残つたのであつて、そうでなければこの事件は歴史から消されていた。国解で太政官に報告され「追捕官符」で平定された「凶党」蜂起の件数は、本稿末尾の表1に掲載した数の何倍にものぼつたことであろう。そ

のように頻繁に発生する「凶党」蜂起を、諸国国衙は「国解」と「追捕官符」によって鎮圧していたのである。

さて、この事件の検断過程に話題を戻そう。「追捕勘札之官符」を蒙った国守孝道は、翌二十二日、「官符」にもとづいて「官人追捕使」を率いて「事発所」へ向かい、検断を開始した。国守源孝道のとったこの一連の手続きから国衙が「重犯」検断を行う場合、太政官による「追捕勘札之官符」（以下、「追捕官符」と表記）の発給が不可欠の要件であったことが判明する。

それでは、国衙が行う「重犯」検断において、「追捕官符」はいかなる役割を果たしたのだろうか。この点については、拙稿「王朝国家国衙軍制についての一考察」において検討したが⁽⁶⁾、ここで検断という視角からいま一度くりかえし述べることにする。表1は、八世紀から十一世紀中葉までに地方国衙宛に発給された「追捕官符」の事例を収録したものである。この表を中心に「重犯」検断における「追捕官符」の役割について要点を摘記してみたい。

第一に、「追捕官符」の適用対象に擬せられる犯罪または勢力は、「謀反(叛)」⁽⁷⁾⁽⁸⁾⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾、「反叛(叛反・叛逆・乱など)」⁽⁵⁾⁽⁶⁾⁽¹¹⁾⁽¹²⁾⁽¹³⁾⁽¹⁴⁾⁽¹⁵⁾⁽¹⁶⁾⁽¹⁷⁾⁽¹⁸⁾⁽¹⁹⁾⁽²⁰⁾⁽²¹⁾⁽²²⁾⁽²³⁾⁽²⁴⁾⁽²⁵⁾⁽²⁶⁾⁽²⁷⁾⁽²⁸⁾⁽²⁹⁾⁽³⁰⁾⁽³¹⁾⁽³²⁾⁽³³⁾⁽³⁴⁾⁽³⁵⁾⁽³⁶⁾⁽³⁷⁾⁽³⁸⁾⁽³⁹⁾⁽⁴⁰⁾⁽⁴¹⁾⁽⁴²⁾⁽⁴³⁾⁽⁴⁴⁾⁽⁴⁵⁾⁽⁴⁶⁾⁽⁴⁷⁾⁽⁴⁸⁾⁽⁴⁹⁾⁽⁵⁰⁾⁽⁵¹⁾⁽⁵²⁾⁽⁵³⁾⁽⁵⁴⁾⁽⁵⁵⁾⁽⁵⁶⁾⁽⁵⁷⁾⁽⁵⁸⁾⁽⁵⁹⁾⁽⁶⁰⁾⁽⁶¹⁾⁽⁶²⁾⁽⁶³⁾⁽⁶⁴⁾⁽⁶⁵⁾⁽⁶⁶⁾⁽⁶⁷⁾⁽⁶⁸⁾⁽⁶⁹⁾⁽⁷⁰⁾⁽⁷¹⁾⁽⁷²⁾⁽⁷³⁾⁽⁷⁴⁾⁽⁷⁵⁾⁽⁷⁶⁾⁽⁷⁷⁾⁽⁷⁸⁾⁽⁷⁹⁾⁽⁸⁰⁾⁽⁸¹⁾⁽⁸²⁾⁽⁸³⁾⁽⁸⁴⁾⁽⁸⁵⁾⁽⁸⁶⁾⁽⁸⁷⁾⁽⁸⁸⁾⁽⁸⁹⁾⁽⁹⁰⁾⁽⁹¹⁾⁽⁹²⁾⁽⁹³⁾⁽⁹⁴⁾⁽⁹⁵⁾⁽⁹⁶⁾⁽⁹⁷⁾⁽⁹⁸⁾⁽⁹⁹⁾⁽¹⁰⁰⁾、「凶党」⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾、「凶賊」⁽²¹⁾⁽²²⁾⁽²³⁾⁽²⁴⁾⁽²⁵⁾⁽²⁶⁾⁽²⁷⁾⁽²⁸⁾⁽²⁹⁾⁽³⁰⁾⁽³¹⁾⁽³²⁾⁽³³⁾⁽³⁴⁾⁽³⁵⁾⁽³⁶⁾⁽³⁷⁾⁽³⁸⁾⁽³⁹⁾⁽⁴⁰⁾⁽⁴¹⁾⁽⁴²⁾⁽⁴³⁾⁽⁴⁴⁾⁽⁴⁵⁾⁽⁴⁶⁾⁽⁴⁷⁾⁽⁴⁸⁾⁽⁴⁹⁾⁽⁵⁰⁾⁽⁵¹⁾⁽⁵²⁾⁽⁵³⁾⁽⁵⁴⁾⁽⁵⁵⁾⁽⁵⁶⁾⁽⁵⁷⁾⁽⁵⁸⁾⁽⁵⁹⁾⁽⁶⁰⁾⁽⁶¹⁾⁽⁶²⁾⁽⁶³⁾⁽⁶⁴⁾⁽⁶⁵⁾⁽⁶⁶⁾⁽⁶⁷⁾⁽⁶⁸⁾⁽⁶⁹⁾⁽⁷⁰⁾⁽⁷¹⁾⁽⁷²⁾⁽⁷³⁾⁽⁷⁴⁾⁽⁷⁵⁾⁽⁷⁶⁾⁽⁷⁷⁾⁽⁷⁸⁾⁽⁷⁹⁾⁽⁸⁰⁾⁽⁸¹⁾⁽⁸²⁾⁽⁸³⁾⁽⁸⁴⁾⁽⁸⁵⁾⁽⁸⁶⁾⁽⁸⁷⁾⁽⁸⁸⁾⁽⁸⁹⁾⁽⁹⁰⁾⁽⁹¹⁾⁽⁹²⁾⁽⁹³⁾⁽⁹⁴⁾⁽⁹⁵⁾⁽⁹⁶⁾⁽⁹⁷⁾⁽⁹⁸⁾⁽⁹⁹⁾⁽¹⁰⁰⁾など、すでに明らかにした、「重犯」・「凶党」蜂起と概括しうる事態である。このことは、国衙が行う「重犯」検断において、原則的に「追捕官符」の申請・発給を不可欠の要件としたことを端的に物語るものである。

「被」下「追捕官符」事者、罪犯、八虐、為敵、於国家之者、蒙此宣言者也」⁽⁶⁾という一般的法理が、このことを端的に示している。逆に、「追捕官符」を蒙ることなく、国司が恣意的に「重犯」の検断を行った場合、国司は重大な越権行為として処罰されたのである。

第二に、「追捕官符」は、一切の検断法上の保護特権を消滅させる。

「凶党」蜂起の構成員の多くは、前章で述べたように。王臣家人・五位之輩・悪僧・神人・六衛府舍人などの肩書きをもつ特権の身分の保持者であった。彼らは通常の検断手続きのもとでは拷訊免除など種々の特権で保護されており、通常の国衙検断権の範囲内では容易に捜査も逮捕もなしえない存在だった。かかる保護特権のすべてを、「追捕官符」は消滅させるのである。

「追捕官符」のもつ如上の効果は、「追捕官符」の適用対象に擬せられる犯罪が、「常赦所不_レ免」の「八虐」を含む「重犯」であったことにもとづく。すなわち、「八虐」の場合、律条に規定された通常の刑法上の免除特権の適用をうけることはない⁽⁶⁾。「追捕官符」のもつ如上の効果は、このことと関連していると思われる。

そこで例証をあげるなら、寛和二年(九八六)備前国司藤原理兼は、「権門勢家使横_レ行所部、多数人愁」との事由により「追捕宣言」を請求して「数百人兵」を「招集」、鹿田庄内に乱入し、「捕_レ縛(権門家使)久鑑井庄司等、打_レ開庄倉、下_レ取地子米三百廿石、運納遷替訖、捉_レ擲久鑑及庄司等、帰_レ向国府、令_レ拷_レ掠庄司」という行動に出ている⁽⁶⁾。通常の検断権の範囲内では執行しえない権門勢家使・庄司の「捕縛」・「捉擲」を「追捕官符」の請求という手続きを経ることによって合法的に行っているのである。

もう一例を付け加えるなら、長治二年(一一〇五)、山門悪僧の首領法葉禪師が筑前国大山寺別当職掌握のために派遣した悪僧らの濫行に対し、大宰権帥藤原季仲は、「宣言」にしたがって「兵士」を相具し悪僧らを搦めようと合戦に及んだが、そのとき流れ矢が竈戸宮の神輿にあたるという事件がおこった。そこで「延曆寺大衆数千人」が強訴し、権帥季仲らの流罪を要求したが、大衆の強訴に対し、『中右記』の記主中御門宗忠は、「帥卿并光清、守_レ宣言、追_レ捕悪僧、頗不_レ可_レ及_レ過怠_レ歟」⁽⁶⁾と、「宣言」にもとづく悪僧追捕は「過怠」に非ずとの見解を示している。「追捕

宣旨（官符）が僧侶の特権的身分や「神輿」というマギーの効力を消滅させる効果をもつものであったことを示す発言である。

第三に、「追捕官符」は、「追捕」実現のため、「凶党」集団の武力抵抗を排除するために殺害を含む実力行使を無条件に公認する。嘉保二年（一〇九五）、「非道」の「庄園沙汰」を行う天台悪僧らを「追討宣旨」によって射殺した美濃守源義綱の流罪を要求する天台大衆の訴えに対し、政府は「依宣旨追捕之間、為流矢被射殺、義綱朝臣更無過怠」と回答している。

第四に、「追捕官符」は、「凶党」集団を効果的に鎮圧するために国衙に対して、国内武士催促権を委譲する。表1の「追捕官符」にみえる「発兵」文言がそのことを端的に示している。国衙軍制とは、「追捕官符」にもとづく国衙の軍勢催促法にはかならない。後述するように、「追捕官符」を受けた国司は諸国追捕使（押領使・追捕使）に下知して「凶党」追捕を命じ、諸国追捕使は「廻文」で国内武士を動員して「凶党」集団を追捕するのである⁽²⁾。

第五に、「追捕官符」は、必要なだけの軍勢を確実に調達するために、国内武士の軍事的勤務に対する代償として勲功賞の給与を約束している。表1の「追捕官符」にみえる「勸賞」文言がそのことをよく示している。

以上から、国衙の「重犯」検断手続きにおいて、「追捕官符」の請求が不可欠の要件であり、国衙は「追捕官符」を通じて、きわめて広汎な内容の権限の委譲をうけたことが明らかになった。国衙が、「凶党」蜂起という反国衙武装蜂起を、効果的に鎮圧しえた根拠は、かくの如き絶大な権限を中央政府から委譲されたことにあるのである。

(3) 追捕

さて、国守源孝道は、「追捕勘札之官符」を蒙るやただちに「官人追捕使」を率いて「事発所」すなわち犯罪が発覚した現場に急行し、「勘札」（捜査活動）することによって「犯状」（犯罪事実）を確かめるとともに、

「凶党数十人」（大和国司解）の記す捕進犯人・逃去犯人の交名の合計は（二人）のうち四人の「捕得」に成功している。「大和国司解」の文言からは、国守孝道が先頭に立って「追捕勘札」活動の指揮をとっているようにみえる⁽³⁾。国守孝道のこの活動から、国衙の検断過程は、大づかみに、「追捕」と「勘札」の二つの相互に密着しつつも一応独立した過程として把握することができると思う。

たとえば、『日本紀略』天曆元年（九四七）二月十八日条には、「右大臣着宣陽殿、相定云、鎮守府將軍貞盛朝臣中、使並茂為狄坂丸等被擊殺、其員十三人、件坂丸等徵發軍士、春運兵糧、將以討滅云々、先差遣国使於賊地、可令勘札之由、給官符」とあり、「軍士」による「討滅」と「国使」による「勘札」が明確に区別されている。したがって、国衙が行う検断手続きの考察は、武力を行使する「追捕」過程と、犯罪捜査・捕得犯人取調べを行う「勘札」過程とに区別して分析する必要がある。これまでこの分野の研究が十分な成果をあげていない理由の一つは、検断における「重犯」と「軽犯」の区別だけでなく、「追捕」と「勘札」の二つの過程を意識的に区別して把握しようという視点を欠いていたことにあると思う。

そこで、まず「重犯」検断における「追捕」機能について考えてみよう。「追捕」は、犯罪の鎮圧、犯人の逮捕であるが、とりわけ「凶党数十人」という武装蜂起を破砕するためには、かなり大規模な武力が必要である。つまり、「重犯」＝「凶党」の追捕を専掌する特殊な追捕機関＝軍事指揮官の存在が想定されるのである。この「凶党」追捕機関が諸国追捕使であるが、この問題については章を改めて検討する。

ここで問題にしたいのは、国衙の追捕権の限界についてである。既述したごとく、「追捕官符」によって、通常では国衙検断権の及ぶことのない僧侶・六衛府舎人・王臣家人などの検断法上の特権規定は消滅するのであるが、それにもかかわらず、「大和国司解」には「今臨追捕之日、

件下手同類者十七人、或以入京、或隠遁興福寺辺云云、……望請 官裁、被_レ下_二 宣旨、若有入京之輩者、令_二 檢非違使追捕、若有隠遁寺辺者、令_二 本主仁階・明空大法師等捕進、永斷_二 梟惡之輩」と記されている。国守孝道は太政官に対し、入京者に対しては檢非違使に追捕を命じること、「寺辺」隠遁者は本主僧に「捕進」を命じることが要請している。いかに「追捕官符」を蒙った国衙権力とはいえ、国外逃去者および国使不入地_{II} アジールたる寺辺隠遁者には、追及の手をのばすことはできなかつたのである。たとえば寛弘三年（一〇〇六）六月興福寺僧の濫行を訴える大和国解に対して、政府は下山人のうち俗人については国司に「追捕官符」を給い、僧については興福寺僧蓮聖に「召進」を命じている²⁴。

入京者に対して国衙の追捕権が及ばないという点については問題あるまい。たんに検断管轄の地域的区分にもとづく追捕権の限界を示しているにすぎない。王朝国家体制下において、部外越境者に対して国衙の追捕権は及ばなかつた。たとえば寛弘二年（一〇〇五）四月十四日条事定文案²⁵のなかの上野介橘忠範申請雑事に、「請兼被_レ賜_二 官符、停止隣国々司并隨兵郎等、悉越來残_二 滅所部_一 事」という条目があり、「隣国凶党」が越境してきた場合、隣国国司からの「移牒」を待つて当国の方で「糺行」するから、隣国国司が隨兵郎等を率いて当国に越境して「残_二 滅所部_一」することを制止することが諸国条事定で承認されている。これは捕亡令有盜賊条の、「発兵」追捕中の盜賊が「比界」（隣国）に転入した場合、盜賊發生国は「比界」とともに追捕する、という規定からは大きく変容している。律令国家の中央集権的中央支配と国衙間連携ネットワークが弛緩し、受領による一国請負的支配に転換している王朝国家段階では、「隣国」（への（からの）軍兵越境は「所部残滅」（掠奪・刈田狼藉）という大きな被害をもたらすのである。

また、寺辺隠遁者に国衙の追捕権が及ばないのは、寺院が聖域_{II} アジール

であるとともに、隠遁者が「仁階・明空大法師」を本主とする奉仕者であつたからにほかならない。いったんアジールに逃れたものを「追捕」するためには、あらためて中央政府から直接「本主」に「宣旨」を下して「捕進」を命じてもらうという手続きを踏まなければならなかつた。かかるアジールには、檢非違使序宣（別当宣）を帯びていても、強引に踏み込むことは不当とされていた。前章で紹介した天喜四年（一〇五六）四月の大和国追捕使源宗佐が「歩騎七八十人」を率いて東大寺に乱入し、犯人山村頼正子を斬首し、死骸を放置して退去した事件に対し、東大寺は政府に、「旧例」では「寺辺」でさえ「入擄」されたことはないのに「寺中」に乱入して殺害斬首するとは前代未聞である、このような「犯過人」については事情を寺家に連絡して、寺家が「尋召」して犯人を引き渡すのが「所流例²⁶」であると激しく抗議している。

以上のような国衙の追捕権の限界を突破して活動する「凶党」に対し、各国衙は隣国越境者については国衙相互間で「移牒」を通じて緊密に連絡しあい、また入京者については政府に上申し檢非違使によって、さらにアジール隠遁者については政府から「本主」に「捕（召）進宣旨」を発してもらい、それぞれ「追捕」しうる態勢を用意していたのである。一国規模での国衙追捕権の限界は、このように中央政府の全国的規模での追捕権によって補完されていたのである。

（4）勘札

早米使殺害事件において、「追捕勘札之官符」を蒙った国衙は、犯人の「追捕」とともに「勘札」を行っている。「勘札」は、「事発所」での臨地検証、「捕得犯人」の取調べ、証人尋問などの一連の捜査、審理過程を含むものであり、それらはすべて調書（日記）に録取され、「調度文書」として「捕得犯人」とともに、「大和国司解」に副えて太政官に進上された。以下の考察において、「勘札」過程の個々の内容について具体的に述べてみよう。

(イ)「事発所」での理非弁定

「大和国司解」によれば、国守孝道の捜査活動の第一段階は、「率_二官人追捕使等_一、著_二事発所_一、勘_レ札之處、犯_レ状掲_レ焉」ということであつた。すなわち、国守孝道は国衙検断諸機関とともに、「事発所」に到着したらただちに犯行現場を観察し、犯人の遺留品や犯人が被害者から奪取した贓物、あるいは犯人発覚の手懸りになる物証の発見に努め、さらには郡司・刀祢や随近人々から事情聴取するなど、種々の捜査活動を行った（着_二事発所_一、勘_レ札）。そしてこの「勘_レ札」の結果、国使殺害と隨身物強奪という「重犯」に相当する動かしがたい犯罪事実が確認されたのである（犯_レ状掲_レ焉。「掲_レ焉」は顯著・明白の意）。

ところで、「事発所」での臨地検証にもとづく犯罪事実の確定が、「重犯」検断の進行上きわめて重要な位置を占めるものであつたことについては、次の事例から明瞭に看取することができる。長保五年（一〇〇三）二月、下総守宮道義行の言上にもとづき、平維良による府館焼亡・官物掠奪の捜査・追捕のために中央政府から派遣された押領使（追討使）藤原惟風の捜査報告に対し、左大臣道長は「惟風言上之旨、專非_二官符之意_一、先向_二事発所_一、弁_二定理非_一可_レ言上_一、偏以_二義行等申状_一為_レ実、是非_レ可_レ為_二証拠_一」と断じている⁽⁷⁾。すなわち、押領使惟風が「事発所」で「理非」を「弁定」することなく訴人の主張を一方的に「実」と判断したことをもって、道長は維良の罪状は証拠不十分としているのである。

以上によつて国衙の検断_二勘_レ札過程_一において、「事発所」での「犯_レ状掲_レ焉」が不可欠の要件であつたことが確認された。

(ロ)犯人勘問

国使を殺害し隨身物を強奪した「凶党数十人」のうち、四人を捕得することに成功した国守孝道一行は、彼らを国衙に連行して「加_二札決_一、已無_レ所_レ避、伏_レ弁過契_一」と、厳しく取調べて犯行を自白させている。

ここで「加_二札決_一」というのが、犯人の取調べ・尋問であり、それにもとづいて作成された口供書が、「大和国司解」に副進された「調度文書」の中の「勘_二問犯人秦清正、丈部有光、僧寿蓮、橘美柿丸等_一日記」にほかならない。一般に、推問官による尋問（_二勘_レ問_一）とそれに対する嫌疑人の答弁（_二申_レ詞_一）を宣命体の文章で克明に録取した調書が、「勘問日記」・「問注申詞記」と呼ばれるもので、検非違使庁での裁判・判決において、「事発日記」などとともに最も重要な証拠資料の一つであつた⁽⁸⁾。

この「問注申詞記」は嫌疑人の口供だけでなく、証人の証言の聴取書としても使用されるのであり、「大和国司解」に副進された「調度文書」の中の「死人藤原良信従者阿閑安高申詞記」と「城下郡司并刀祢等申詞記」がそれに相当する。

「追捕官符」にもとづく犯人追捕の成功後、捕得犯人とともに勘問日記を政府に副進した例として、他に『小右記』長元四年（一〇三一）三月九日条「伊勢国司言_レ上被_レ殺_二害従五位下大原為方事_一、可_レ給_レ追_レ捕犯人_一宣_レ旨_一者、仰_レ可_レ作_二宣旨_一之由、留守官人捕_二犯人_一、副_レ進_二勘問日記_一」がある。

(ハ)過状

国衙の推問官の尋問の結果、犯人が嫌疑について誤りないことを認め（「已無_レ所_レ避、伏_レ弁過契_一了_一）、提出した自白書が、「大和国司解」に副進された「犯人同有光等四人承伏過状」である。この時期、犯罪事実を確定するうえで最大の証拠となるのは、嫌疑人の「過状」提出すなわち犯行の自供であつた。このことは、「着_レ欽政」において、獄囚に判決・量刑を言い渡すさいの基礎となるのが「過状」だつたこと⁽⁹⁾、また、赦免すべき囚人を決定するための「未断囚人勘文」に、たとえば「矢田部有延擬殺害僧者云々、軽也、不承伏₍₁₀₎」などとみえるように、「殺害」の嫌疑のあるものでも「承伏」（_二犯_レ行の自供_一、「過状」提出）しなけ

れば「軽犯」として赦免されていることから明らかである。

以上述べてきた「勘札」すなわち臨地検証から嫌疑人の取調べ、証人尋問、調書の録取、自白の強要までの一連の捜査・審理活動の流れは、国衙が恣意的に行うものではなく、所与の検断法規にもとづいて行われたのである。少なくとも太政官に言上する「大和国司解」とそれに副進される「調度文書」は、太政官や検非違使庁が判決を下すために必要な捜査資料であるから、適法的な手続きにもとづいて筆録・提出されなければならぬ。捜査書類に不備があったら棄却されたし、所与の司法的規範を逸脱した「勘札」が行われた場合、被疑者には当然その不当性を訴える権利が留保されていた。

それではこの「勘札」は国衙内のどういう機関によって行われていたのか。この点は、次章で検討しよう。

(5)言上

大和国守源孝道は「追捕勘札之官符」を蒙り、国使を殺害した「凶党」の「追捕」と「勘札」を行ったのであるが、「追捕」「勘札」を終えたあと孝道は、事件発生から九日後の二十七日、「大和国司解」(「勘札言上殺害管城下郡東郷早米使藤原良信、兼強盗隨身物」犯人等^上状)を作成し、「捕身犯人四人」・「調度文書四通」とともに太政官に提出した。国衙の追捕・勘札活動の全プロセスはこの九日間完了したのである。

(*)ところでこの「大和国司解」は、藤原公任自筆稿本『北山抄』卷十「吏途指南」の紙背文書に含まれる検非違使庁関係文書のうちの一通であり、それらは藤原公任が検非違使別当在任中の長徳二年(九九六)〜長保三年(一〇〇一)の間に作成された文書である⁸⁾。公任は自身が別当在任中に使庁で裁判記録として使用され使用後廃棄された反故文書を回収して裏面の白紙を下書き用紙として使っていたのであり、その一部を『北山抄』自筆稿本の料紙として利用したのであった。本稿で詳細

に検討している長保元年「大和国司解」もその一通だったのである。したがって、「大和国司解」と副進文書と捕進犯人は太政官に進上されたあと検非違使に引き渡され、検非違使庁ではこれらの提出文書をもとに捕進犯人に対してあらためて「勘札」が行われ、犯人は検非違使によって「断罪」「決罰」「禁獄」されたのである。

後日談であるが、禁獄された犯人のうち、丈部有光と橋美柿丸の二人は、翌長保二年五月十八日の大赦(契機は東三条院詮子病氣平癒)において、未断囚人勘文に「殺害者二人重^{可然可免丈部有光橋御垣丸可免}」とあるとおり、本来なら恩赦の対象から除外されているはずの「重犯」でありながら、赦免された。「未断囚人之中、任^{詔可}赦免^{之者非}幾、随^{勅定}可^免犯状不明者^敷」「所^{申可}然、相計可^{原免}」とあるように、赦免対象者が少なすぎるから「重犯」であつても「犯状不明者」は赦免するという方針になったからであつた。赦免される有光・御垣丸はまさに「大和国司解」が指弾する「依^{重犯}、先年下獄、会赦原免之輩」そのものである。彼らは国衙検断段階では「過状」(自白書)を提出して罪を認めたにもかかわらず、検非違使庁では「犯状不明者」「未断」のまま禁獄されていたのである。本主の圧力(さらに本主の主人の圧力)も大きく作用しているはずである。彼らは「重犯下獄」と「会赦原免」を繰り返す札付きの存在であり、寺家や荘園に雇われ、荘官負名らの反国衙武装闘争の先頭に立ったのであろう。

以上、「重犯」検断の場合、国衙は「追捕」・「勘札」までは行うが、「断罪」・「決罰」は中央政府によって行われたのである。中央政府では、犯人が五位以上の場合には、陣定で明法勘文にもとづき罪名が決定され(「罪名定⁸⁾」)、長保元年国使殺害事件のように犯人が雑人の場合、検非違使庁で断罪・決罰・下獄されたのである。

四、重犯検断機関

前章の考察によつて、国衙による重犯検断手続きが、大づかみに、武力を行使して「凶党」集団を鎮圧する「追捕」と、高度な法律事務である「勘札」によつて成り立っていたことが明らかになった。本章では、これらの手続きに關与する検断機関について考察しよう。

さて、「大和国司解」によれば、「追捕勘札之官符」を蒙つた国守源孝道は、「官人追捕使」を率いて「追捕」・「勘札」を行った。ここで問題になるのは、「官人追捕使」が具体的にはいかなる機関だったのか、ということである。従来、この「官人追捕使」のうち、「追捕使」については一般的に諸国追捕使と理解されており、その理解で間違いないが、その場合、「官人」についてなら説明されていない。

このようななかで上横手雅敬氏はこの「官人追捕使」について、従来とはやや異なつた解釈を示しておられる。すなわち氏は、この「官人追捕使」を国衙系統の機関としてではなく、地方に派遣された中央検非違使の一例証と推定されたのである⁸³⁾。しかし私は次に述べる二つの理由から氏の理解に賛同できない。

一つは、中央検非違使が地方諸国に派遣される場合、国衙機構を指揮することはあつても（「供給」・「指し副人兵」⁸⁴⁾）、逆に国司の指揮下に検非違使が編入されることはありえないということである。もう一つは、検非違使が追捕活動に従事する場合、ふつうには「使官人」とか「追捕官人」と呼ばれており、「官人追捕使」と指称することはないということである。

やはり「官人追捕使」は、「官人」と「追捕使」のことであり、後者は通説どおり諸国追捕使と考えてまちがいない。ここで前者の「官人」について少しく立入って述べておこう。たとえば、早米使殺害事件が起つた翌年の長保二年（二〇〇〇）五月、同じく大和国で国守孝道と興福寺

が相互に双方の濫行を訴えるなか、道長は孝道が病で在京中だったことから、検非違使を派遣し「留守官人介時夏等」に犯人在処に案内させ犯人を追捕させようとしているが⁸⁵⁾、「介時夏」は「大和国司解」の位置部分の国守孝道の左隣「従五位下行介橋朝臣」にあたると思われる。また、長元四年（一〇三二）在京中の伊勢国守が従五位下大原為方を殺害した犯人を「追捕」すべき「宣旨」を請求したが、宣旨を発給する以前に「留守官人等」が犯人を「追捕」し「勘問日記」とともに上申している⁸⁶⁾。これらの「留守官人」は長保二年五月大和国の「介橋時夏」のように、国司次官の「介」などの場合もあるが、この時期、受領以外の介以下任用国司は赴任しない傾向にあり⁸⁷⁾、『小右記』治安元年（二〇二二）二月二日条「可遣下在国庁官人・書生等⁸⁸⁾」、同長元五年（二〇三二）八月七日条「先日所下給文并問注社司・在庁官人等⁸⁹⁾」などとあるように、「在庁官人」とみていいのではないか。平安後期の在庁官人等解の署判には、在庁官人のうち介の国司の肩書をもつ者について、他の在庁官人と形式的に区別して「官人」と表記されている場合がある⁹⁰⁾。以上から、「大和国司解」にみえる「官人追捕使」の「官人」が介以下の任用国司、在庁官人のことを指していることは疑いない。この時期在国している任用国司の肩書を持つ国衙官人の大半は在庁官人であつたと思われ、したがつて「大和国司解」の「官人追捕使」の「官人」は、在庁官人とみてさしつかえあるまい。

以上、「大和国司解」にあらわれる「官人追捕使」の文言に注目することによつて、国衙の検断過程に参加する検断機関に、諸国追捕使と在庁官人（および郡司・刀祢）があつたことが判明した。次に、これらの検断機関が一連の検断進行過程でいかなる任務・役割を担当していたのかについて検討しよう。

① 諸国追捕使

国衙の重犯検断機能のうち、「追捕官符」を蒙つた国守の指揮のもとで、

現実に犯罪の鎮圧または追捕を担当する検断機関が諸国追捕使である。諸国追捕使については、すでに前稿²⁹⁾で国衙の軍事指揮官という視点から詳論したが、ここでは検断機関としての側面を問題にしたい。なお、前稿の内容と重複するところがあることをあらかじめことわっておく。

まずはじめに、本稿で「諸国追捕使」と総称するのは、『西宮記』（臨時「乙」臨時雜宣旨）にみえる「諸国追捕使畿内或奉レ勅宣、外国以レ国解^レ」の記事が示すように、「国解」で申請され、「官符」で補任が認められる国家法上の検断機関である追捕使および押領使のことである。この両者は、権限において全く異なるところはなく、「国例」によつて追捕使または押領使が補任されたのであり、一国内に両者が併置されることはまずなかった（おおむね畿内近国では追捕使、東海・東山・山陰・西海道諸国では押領使、北陸・山陽・南海道諸国では国により時期によつて区々である。とくに坂東では受領による押領使兼帯が一般的であった³⁰⁾）。以下、とくに区別する必要がない限り、両者を「諸国追捕使」の称で表記する。

さて、「大和国司解」では、国衙早米使藤原良信を殺害した勢力を「凶党数十人」と記していた。検断法上、「重犯」と認定される「凶党」蜂起は、前章で述べたごとく「追捕官符」の適用対象に擬せられ、軍事的に鎮圧されるべき犯罪であった。

そこで諸国追捕使に付与された本来的権限をみると、たとえば、天曆四年（九五〇）二月廿日下総守藤原有行申文³¹⁾の「若有^レ凶党之輩」、且以追捕、且以言上」、天曆十年六月十三日官符³²⁾の「令^レ追捕部内凶党事」、寛弘二年（一〇〇五）四月十四日条事定文写所収上野介橘忠範申請雜事³³⁾の「捕^レ糾凶賊」などの文言から明らかなように、国内で発生する大小さまざまな犯罪の「追捕」一般ではなく、「凶党」蜂起の追捕・鎮圧に厳格に限定されていたことがわかる。表2は、追捕使・押領使補任

官符の実例の補任者名・任務文言・追捕対象を整理したものである。任務文言を「追捕」とするものが①③⑥であるが、②「糺捕」・⑤「捕糺」は「追捕」だけでなく「糺」の文言も含む。「糺」とは書いてあるが、前章で述べた捜査活動のすべてを任務とするというのではないだろう。諸国追捕使は犯人に対して追捕目的を宣告したり捕得したとき承伏させたりするはずだからそれを「糺」と記しているのであり、ふつうは捕得犯人を訊問したり勘問日記を作成したりはしないと思う³⁴⁾。

表2 諸国追捕使の任務文言と追捕対象

⑦	⑥	⑤	④	③	②	①	
淡路	陸奥	上野	紀伊	近江	出雲	下総	国名
押領使	押領使	押領使	追捕使	追捕使	押領使	押領使	名称
高安為正	平 八生	橘 忠範	御春聡高	甲賀是茂	清滝鳴平	藤原有行	補任者
	行追捕事	捕糺	警急之備	追捕	糺捕	追捕	任務
	警衛之備					凶党之輩	追捕対象
		寇賊	寇賊	部内凶党	部内奸党 輩・凶類		出典
				類聚符宣抄	朝野群載	朝野群載	
				平遺二四三九	朝野群載	朝野群載	
				類聚符宣抄	朝野群載	朝野群載	
				朝野群載	朝野群載	朝野群載	

（*天喜四年（一〇五六）四月二十三日、大和国追捕使源宗佐が、「甲冑蘭笠」を着け「弓箭刀鉞」で武装した「騎兵歩兵等七八十人許」を率いて東大寺境内に乱入し、檢非違使別当宣にもとづく犯人追捕だと宣告して、潜伏中の犯人山村頼正を追捕するため僧房に突入して子息を殺害し、遺骸を投げ捨てて首級を持ち去った。僧房の財物は軍兵に掠奪された³⁵⁾。乱入・殺害・死体遺棄・財物掠奪のあげく首級を持って立ち去った追捕使宗佐一行が、現場で「勘糺」したような様子はいかがえない。諸国追捕使は武力集団を率いて「追捕」を担当する純然たる武力集団だったのである。後述するように、「勘糺」活動は檢非違所の在庁官人が行った。）

ところで、私は「凶党」蜂起が発生した場合、国司は「追捕官符」を蒙ることによって国内武士催促権を授権されると論じてきたが、このことと諸国追捕使の「凶党」追捕権との関係が問題になる。受領が押領使を兼帯する場合、「兼行押領使」、并給「随兵卅人」⁹⁶という「随兵」規定があることが注目される。この押領使の「随兵」規定は追捕使の場合には明示されていないが、追捕使も「随兵」を指揮して追捕活動を行ったことは、天曆六年（九五二）三月二日の越前国司解⁹⁷「請_レ被_レ停_レ止追捕使押領使等_レ状」に「今件随兵士卒、非_レ必其人」とあることから明白である。これまで諸国追捕使は私的従者「随兵」を率いて独自の判断で犯罪追捕を行っていたと素朴に考えられてきたように思う。しかし本稿で明らかにしたように諸国追捕使の罪人追捕権は基本的には「追捕官符」にもとづく「凶党」追捕に限定されており、諸国追捕使が独自の判断で行使できるものではない。また「随兵」はたんに諸国追捕使の私的従者（郎等）だけでなく、「追捕官符」にもとづいて催促された主従関係のない国内武士が多かったと解釈しなければならない。大和国追捕使源宗佐は「騎兵歩兵等七八十人許」もの郎等従者を抱えてはいないはずである。すなわち「追捕官符」を受けた国司の国内武士催促においては、現実には「廻文」で国内武士を催促して「凶党」を追捕する指揮官が諸国追捕使だったということができるだろう。

以上から、諸国追捕使を検断法の中に位置づければ、諸国追捕使は「追捕官符」にもとづく「重犯」検断のうち、「追捕」機能と「追捕」を実現するための軍勢催促権を有する機関であったとすることができ。かかる諸国追捕使の権限は、鎌倉幕府の守護の権限と基本的に同じであり、幕府守護体制は、王朝国家の諸国追捕使の制度を継承して構築されたものと考えてよい。

そこで最後に、守護と諸国追捕使を対比してみよう。

第一に、守護は、鎌倉殿の全国守護権を国別に体现するものとして、

鎌倉殿によって御家人の中から補任され、侍所の管轄下におかれている。⁹⁸すなわち、守護は、補任においても権限の行使においても、王朝国家の大政官—国衛の行政系統から完全に独立しており、王朝国家権力に拘束されることはない。

一方、諸国追捕使は、「国解」によって申請され「官符」で補任が認められるのであるが、「部内武芸之輩」⁹⁹、「雄武拔群」¹⁰⁰のものなから適任者（「堪_レ其事_レ之者」¹⁰¹）を選抜するのは、国司の権限に属していた。また国司の統制を逸脱して追捕権を濫用すれば、国司は太政官に解却を申請することができた¹⁰²。すなわち、国司は、諸国追捕使の実質的任免権を有しているのであり、諸国追捕使の地位にある国内有力武士は、国司の統制に従属してのみその地位を保持しえたのである。

第二に、守護と諸国追捕使はともに「重犯」検断—「凶党」追捕機関であるとはいえ、その権限の範囲において、守護のほうがはるかに強力な権限を有していた。すなわち、御成敗式目第四条¹⁰³によれば、守護は「重犯之輩」が出来した場合、①子細を幕府に注申して裁断を仰ぎ（王朝国家体制下の国衛による「追捕官符」請求に相当する）、②追捕したらこれを審理して、③本人を付して幕府に注進しその裁判をうけさせ、④幕府の裁判にしたがって犯人の罪科の跡を処理する、というものであった¹⁰⁴。つまり、前章で詳論した国衛の重犯検断過程の「追捕」「勘札」の全権、および幕府の指令による謀叛人所帯の没収・宛行権を有していたのである。重犯、とくに謀叛人検断において、守護は管内における一切の権限を有していたのであり、国衛の関与する余地はなかった¹⁰⁵。それに対して、諸国追捕使の権限は「重犯」の追捕機能に限定されていた。守護の権限の①に相当する「追捕官符」の請求は、国衛（国司）の権限に属すものであり、「事発所」での捜査・勘問、勘問日記の作成、過状の録取などの「勘札」（②の審理に相当）は、後述するように国検非違所の任務だった。また③に相当する「国解」による「言上」も国司の

任務であり、④の謀叛人所帯没収・給与権も同じく国司の権限に属していたのである¹⁰⁶。このように、諸国追捕使は「重犯」検断において最も重要な「追捕」権を有していたとはいえず、それはあくまでも国司による「追捕官符」の請求から「追捕」・「勘札」・「言上」までの一連の検断進行過程の一部にすぎないのであって、国司（国衙）検断権のなかに包摂され、国衙検断諸機関の有機的一部分を構成していたにすぎない。

幕府守護制度は、王朝国家体制下の諸国追捕使の「追捕」権を核とし国衙の保持していた重犯検断にかかわる一切の権限を吸収して成立したものであった。

（2）国検非違所

長保元年大和国早米使殺害事件の追捕勘札に諸国追捕使とともに参加した在庁官人が、重犯検断においていかなる役割を果たす機関であったかという点が、次に検討しなければならない課題である。

ところで、一〇世紀以降の国衙権力が、「所」という分課に配属された在庁官人によって構成されており、そのうち検断機能を担当する分課が検非違所であったことは周知のことである¹⁰⁷。また、国衙は、検田・収納を中心とする個々の具体的行政事務を遂行するために、検田使・収納使などの国使を諸郡に派遣していたが、これら国使に任せられるものは、受領に忠実な郎等や在庁官人であった¹⁰⁸。そしてここで問題にしている検断においても、個々の具体的事件に対して「事発所」に国使が派遣され「勘札」が行われた。次に掲げる二つの記事は、このことをもつとも明瞭に示す事例である。一つは前にもあげた『日本紀略』天曆元年（九四七）二月十八日条「右大臣着宣陽殿、相定云、鎮守府將軍貞盛朝臣申、使並茂為狄坂丸等被擊殺、其員十三人、件坂丸等徵發軍士、春運兵糧、將以討滅云々、先差遣国使於賊地、可令勘札之由、給官符」であり、鎮守府將軍平貞盛使者「擊殺」事件に対して、政府は貞盛が望む「軍士」による「討滅」ではなく、まずは「国使」によつ

て「勘札」するよう命じている。もう一つはこれも先にあげた、

故□皇太后宮御領大和国野辺園屋一字納稻相共、□去年閏三月十日夜焼亡、爰国使并在地郡司刀□立日記之処、木上正行有事疑之由注載日記已了¹⁰⁹、

であり、検田使・収納使が郡司・刀祢を指揮して行政を遂行するのと同じように、この稲倉焼亡事件においても、国使が郡司・刀祢とともに犯罪捜査（勘札）を行い、嫌疑者の特定まで行っているのである。

かかる検断における国使が、一般に「検非違所使」であったことは、やや時代は降るが、次の二つの事例から明らかである。

一つは、文治二年（一一八六）七月、「伊賀国検非違所使」が、「称入置馬盗人」「盗人不触国衙、私加誠之故」という口実のもとに、連日東大寺領に乱入し百姓らの牛馬私財を搜取し、庄家を追捕していることが、東大寺三綱によって訴えられている事例である¹¹⁰。東大寺領は国使不入の地であるから、ここで検非違所使の乱入の不当性が重大問題になっているのであるが、国衙領および国使不入の地以外の荘領においては、「盗人」・「馬盗人」の捜査・私財押収などは、少なくとも適正手続きにもとづくものであれば、当然「検非違所使」の正当な権限に属するものだったはずである。そしてここでの「検非違所使」は、史料の他の箇所でも「国使」と記されているところから、一般に検断関係の国使に検非違所使とみなしてさしつかえあるまい。

いま一つの事例は『十訓抄』第十にみえる次の如き説話である。白河院に仕える藤原基衡が陸奥守になって下向し、国内検注を行ったとき、「在国司」藤原基衡の従者信夫郡司大庄司季春という者が検注に抵抗し合戦に及んだ。そこで国司師綱は基衡に季春の斬首進上を要求し、「検非違所書生」を実検使に指遣はすによりて、基衡力及ばず、なく／＼季春

并子息舍弟等五人が頸を切てけり」というかたちで落着いたというものである。犯人斬首の実検使に検非違所書生が派遣されていることに注目したい。

以上、王朝国家体制下の国衛で、検断を担当する分課が検非違所であり、個別事件の検断で「事発所」に派遣される国使が通常は検非違所使であったことを述べた。したがって、いま問題にしている大和国早米使殺害事件に登場する「官人」＝在庁官人は、検非違所の構成員であったことが推測されるのである。

それでは、早米使殺害事件の検断において、前節で検討した諸国追捕使と検非違所使は検断機能を遂行するうえで、いかなる関係にあったのだろうか。諸国追捕使と検非違所使は並存する機関であるから、たとえ現実の活動において重なりあうことがあったとしても、機構上の権限配分からいえば、かなり明確な分掌関係があったことを想定しなければならぬ。

しかるに、従来諸国追捕使と検非違所（国検非違使）は国衛三使として一括して取り扱われてきており、両者の権限・役割の相違については十分顧慮されていない。そこで両者の相違する側面に注目すれば、いくつかの特徴を指摘することができる。

両者の一見して明白な相違点は、制度面でのちがいである。諸国追捕使は、「国解」で申請され、「官符」で任命される「官符之使」¹²⁾であり、国衛行政機構（＝在庁官人制・「所」制）とは一応別個の機関であった。それに対して検非違所は、その名の示すとおり在庁・「所」制の一分課としての行政機関であった。この相違点は、両者の制度的前提にまでさかのぼって確認することができる。すなわち諸国追捕使が、「発兵勅符」による「寇賊」追討・「人兵」差発権という捕亡令「臨時発兵」規定にもとづく国司の軍事指揮権を継承して独立機関化したものであるのに対し¹³⁾、検非違所は九世紀に諸国に相次いで設置された国検非違使が発展した分

課であった。国検非違使は、本来国司の掾が担当していた国衛の通常の検断機能（「察・非違」¹⁴⁾職員令大国条）を管掌する機関であり、秩限・俸料・把笏などの待遇¹⁵⁾において雑任国司に準ずる国司品官¹⁶⁾であった。さらに右に述べたことから当然説明できる点であるが、諸国追捕使が「随兵」集団を指揮して「凶党」を鎮圧する純然たる戦闘集団の指揮官であったのに対し、国検非違所は、他の在庁分課＝「所」と同様に「別当」・「目代」・「小目代」・「執当」・「執行」・「行事」・「大判官代」・「書生」・「下部」などの実務職員によって構成された「官庁」であった¹⁶⁾。これらの組織上の明確な相違点はまた、両者の権限・機能上の相違を如実に示すものにほかならない。

そこでまず、諸国追捕使と検非違所の権限上の一般的な特徴を、前掲表2と、検非違所の前身である諸国検非違使の任務文言を表示した次の表3を対比しながらとらえてみよう。

表3 諸国検非違使の任務文言

年	国名	任務	出典
① 天安元年（八五七）	撰津	検国中非違	文徳実録
② 寛平六年（八九四）	諸国	糺察追捕	類聚三代格
③ 延喜十四年（九一四）	諸国	糺・境内之奸濫、禁・民間凶邪、国内追捕及断罪	意見十二箇条
④ 天慶九年（九四六）	隠岐	糺・弾・検正非違・糺部内違濫	別聚符宣抄
⑤ 天曆三年（九四九）	近江	追捕・検察	別聚符宣抄

両者の共通する権限は「追捕」であるが、前節で論じたように、諸国追捕使のもつ「追捕」権は、追捕一般ではなく、「凶党之輩」・「凶賊」という反国衛武装蜂起など凶悪な事件に追捕対象が限定されていた。したがって同じく「追捕」を権限とするとはいってもその内容は同じでは

ない。国検非違使の「追捕」文言は五例すべてにあるのではなく②③⑤の三例にとどまる。国検非違使の場合、「追捕」のほかに、②「糺察」・③④「糺：違濫(濫悪)」・③「禁：凶邪」・④「糺弾」・④④「検(正)非違」・⑤「檢察」・③「断罪」など多様な表現で、「追捕」以外の檢察・断罪すなわち「勘糺」にかかわる任務・権限が示されている点特徴的であり、これら「勘糺」に関わる文言は諸国追捕使補任文言にはほとんどあるいはまったくみられないということに注目しなければならない。国検非違使の「追捕」機能が検断に関わる他の諸機能と並ぶ一機能にすぎなかったことがわかる。結論的にいえば、検非違所の追捕権は、諸国追捕使の「重犯」Ⅱ「凶党」追捕権を除く、「軽犯」追捕権であつたと考えられる。それゆえに、公法上の特殊な実力装置の保持・引率の規定がなく実務職員だけで職掌を遂行することが想定されていたのである。

ここで想起しなければならないのは、第一章で述べた幕府法における守護と国検非違所の検断管轄区分の問題である。ここでは「重犯」検断を問題にしているのだから、その点に限っていえば、幕府法では「重犯」の中でも相対的に軽微なものと思われる。「刃傷殺人」に関しては、守護は犯人の引渡しを庄公に要求できるだけで、「糺明」は検非違所の管轄とされていたことである。このことから、検非違所の主要な管掌事項が、本来武力集団による実力行使よりもむしろ「勘糺」「糺明」(実否の確認・審理)にあったことは動かしがたい。

如上のことを裏付ける一つの具体例として、『平家物語』(巻五 奈良(災上))の次の一節をあげることができよう。

かつがつ南都の狼藉しづめんとて、備中国住人瀬尾太郎兼康、大和国の検非所に補せらる。兼康五百余騎で南都へ発向す。「相構て、衆徒は狼藉をいたすとも、汝等はいたすべからず、物の具なせそ、弓箭な帯しそ」とてむけられたりける。

この記述は、検非違所の「狼藉」鎮圧が、本来完全武装した武力集団による軍事的弾圧ではなく、「物の具」「弓箭」を着けずにすなわち非武装で行うべき公務執行であつたことがうかがえる。

このような検非違所の機能をもつとも具体的に表しているのは、延喜十四年(九一四)の三善清行の「意見十二箇条」¹⁷⁾の次の一節である。すなわち、清行は、「期待される国検非違使像」の理想的条件として、

必須¹⁸⁾明¹⁹⁾習法律、兼詳²⁰⁾決断、……伏望、監²¹⁾試明法学生、宛²²⁾任此職、其試法一如²³⁾明經国学之試、國中追捕及断罪、一向委²⁴⁾此検非違使、猶如²⁵⁾京下有²⁶⁾判事及検非違使也、

という見解を述べている。この記事から、国検非違使が一般に「國中追捕」権を保持していたことはみとめられるが、ここでの追捕権の実態が、「凶党」追捕の如きものではなく、通常の「軽犯」追捕権にほかならないことは前記したとおりである。むしろ国検非違使固有の権限として重要なものは、「断罪」である。この権限は諸国追捕使が全く関与する余地のない、国検非違使固有の領域である。清行は、国検非違使固有の権限である「決断」を詳らかにするため、国検非違使に「明習法律」を要求し、そのためにも明法学生から国検非違使を宛て任すべきであると主張しているのである。さらに清行は、国検非違使の職掌を、京の判事・検非違使のそれに擬している。

ところで、判事の職掌は、職員令刑部省条に、「案²⁷⁾覆鞫状、断²⁸⁾定罪名、判²⁹⁾諸争訟」とあり、同条集解朱説は「不³⁰⁾為³¹⁾断罪、直判³²⁾定罪是非」とする。すなわち、判事は訊問調書を審理し、量刑し、判決案を作成することを主要な任務としたのである。中央検非違使には明法家から任用され、右の如き「断決」を任務とする「道官人」(道志)と、犯人

追捕を任務とする「追捕官人」とに機能が分化していたが⁽⁹⁾、清行の主張は主に中央検非違使の「道官人」の側面を念頭においているのである。かくみれば、前章で詳論した国衙の重犯検断過程における臨地検証、犯人および証人の尋問、問注申詞記の作成などの法律的な「勘札」機能は、検非違所を構成する官人たちが担当したとみなさなければならぬ。

これまでの検討の結果、従来、その権限・役割における相互関係が十分明瞭になっていなかった諸国追捕使と国検非違使（検非違所）とが、組織においても権限においても大きく異なっていたことが明らかになった。幕府法における守護と検非違所との権限上の相補的關係についてはすでに論じたが、同様に、王朝国家体制下の諸国追捕使と検非違所も、国衙内部の検断機能を相補的に分掌していたのである。そして本章の課題に即していえば、「重犯」検断においては、「追捕」機能は諸国追捕使、「勘札」機能は検非違所、「軽犯」は全一的に検非違所という明確な機能分掌関係が成立していたと結論することができる。この王朝国家体制下の諸国追捕使と国検非違所の検断管轄を原型として鎌倉期の守護と国衙検非違所という国内検断管轄は形成されたとみることができよう。

そこで本章の最後に、この時期の国検非違所の具体的活動をうかがえる断片的史料によって、如上の結論を検証してみよう。

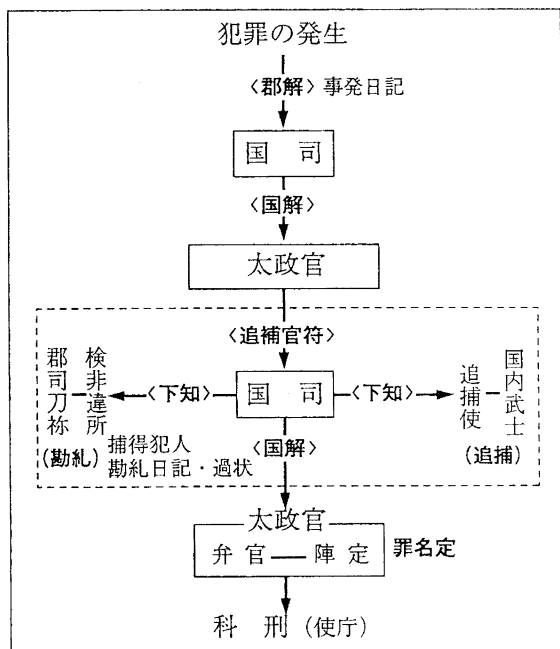
まず、一二世紀中葉に和泉国でおこった在地有力者同士の「論田」において提出された証拠文書を勘注した年末詳兼貞光時論田勘注案⁽¹⁰⁾に引かれた「光時所進文書」の「康和三年（一一〇一）三月廿一日置恒近売券一通」に「而依被禁獄検非違所別当許」という文言がみえる。国衙検非違所の「勘札」・「決断」という職務活動に関連して、「禁獄」機能を検非違所官人が遂行したことを想定することができよう。

また、前に述べた『十訓抄』の説話によれば、一二世紀後半、陸奥国で藤原基衡が信夫郡司大庄司季春とともに、新任国司藤原師綱の一国検注を阻止したが、「違勅之恐」から基衡は季春の「刎首」を条件に、自

己の罪をまぬがれんとした。その「刎首」の実検使として国使が基衡のもとに派遣したのが、検非違所書生だった。「刎首」の実検という役割は、検断過程からいえば、広い意味での「勘札」「断罪」に含めることができる。

さらに一例を付け加えれば、一一世紀初頭の長保五年（一一〇三）、大宰府では門司別当良房なる人物が、宇佐宮に所進すべき宮米を「割取」したという宇佐宮人の訴に対し、「府使検非違所執当宇治為方」を現地に派遣し、「納所預人」と「郡司」を「召問」させている。この「召問」の結果、いったん門司別当の「割取米」は「弁進」された。ところが後日、今度は逆に門司別当良房が、宇佐宮司が「非例雑役」を「負弁」しなかったことを「告言」したことによって、大宰府は「政所下文」を下し、権検非違使豊国公職を「召使」として、宮司を「府底」に

図 国衙の重犯検断手続き



『武士の成長と院政』（講談社日本の歴史 07 巻 2001 年）より

召喚せんとしている¹³⁾。ここでは、収納をめぐる訴訟において、両当事者を「召問弁定」し、また「告言」によって論人を大宰府裁判所（府底）へ召喚する役割を検非違所官人が行っていることが注目される。

ここにあげたわずかの具体例から、国検非違所の管掌事項に、①犯人の禁獄、②斬首の実検、③訴訟における当事者の「召問弁定」、④「告言」にもとづく論人の召喚、などがあつたことが確認される。検非違所が、たんに追捕だけにとどまらず、検断・訴訟手続きの一連の進行過程における種々の機能を担っていたことをよく示している。かかる具体例は、検非違所が「勘札」機能を管掌したと述べた先の結論に基本的に合致する。

なお、郡司・刀祢も重犯検断に関与する機関であつたことは、前章ですでに述べている。国衙の重犯検断が郡司による「事発」報告によつて開始され、検非違所使による「事発処」での「勘札」は郡司・刀祢を指揮して行うのである。重犯検断の全プロセスのなかで、郡司・刀祢の役割を軽視することは正しくない。

以上、前章・本章で明らかにした、国衙「重犯」検断のプロセスを図解すれば前頁のとおりである。

*国衙の検断・勘札の「場」（国前・国底）について触れておかなければならないのであるが、今はその余裕はない。他日を期したい。

五、軽犯検断

（一）国衙の軽犯検断権と郡司・刀祢の軽犯検断機能

本章では、重犯検断とは明確に区別される軽犯における検断手続きについて考察する。

軽犯は、第一章でみたように、「盗犯放火」「人拘引」「細々雑事」（幕

府法）、「強窃二盗嫌疑者、鬪乱等雑犯者」「刃傷之輩」（平安後期）などの犯罪である。これら「細々雑事」「雑犯」の具体的内容をさらに詳しくみるなら、鎌倉末期の元応・元享（一一三一九～一一三二四）頃成立したとされる『沙汰未練書』に「検断沙汰トハ」として列記された「謀叛 夜討 強盗 窃盗 山賊 海賊 殺害 刃傷 放火 打擲 蹂躪 大袋 屋強盗 路次狼藉 追落 女捕 刈田 苧畑」などのうち、「刃傷」以下の項目と「是等相論」（検断之沙汰）が王朝国家段階の「軽犯」検断（沙汰）にほぼ相当するだろう。

これら軽犯を構成する犯罪は、在地住人の悪意や利害対立や検田・収納などにおける国衙と在地住人との緊張関係のなかで、日常的に発生する犯罪であり相論であり、これらの軽犯に関わる相論を国衙法にのつとつて鎮静・解決することは、王朝国家と国衙がその権力支配を安定的に維持していくうえで、不可欠の機能であつた。かかる軽犯検断は、組織的武装闘争を武力集団によつて鎮圧する任務の諸国追捕使が遂行するのではなく、国一郡行政機構、とりわけ日常的に在地支配に密着した郡司・刀祢の検断機能が重要な役割を果たすことになる。

国衙の検断機能について考えるとき、「国使のもつていた権限と比較して、郡郷司固有の権限はあまりにも小さい」「郡郷司あるいは刀祢等は補助的役割しか与えられなかった」とされる人間田宣夫氏の国使論¹⁴⁾は、重犯検断についてはほぼ妥当にしても、軽犯検断については当てはまらない。また郡司が第一次裁判権を喪失し、その欠を補うものとして三使が登場したとされる義江彰夫氏の所説¹⁵⁾は、明白に誤りである。国衙の低位単位として行政支配を遂行する郡固有の機能は、たんに「補助的役割を果たすにすぎない」という消極的評価にとどまらない、独自の重要性を有していた。

以下の考察では、郡検断権（機能）に注意を払いながら、国衙の軽犯検断権について明らかにしようと思うのであるが、はじめに指摘してお

かなければならないのは、軽犯検断権が国衙固有の行政権の一部として存在し、それゆえ本来なら国衙内部で完結するものであったことである。この点、「追捕官符」によって中央政府から広汎な権限委譲を受けてのみ実現しえた重犯検断とはきわだった特徴である。

たとえば、天曆元年（九四七）閏七月十六日官宣旨所引五畿内近江丹波等国司奏状²³に、「国司僅捕²⁴負人²⁵（正税を受けつつ調庸租税を奸遁する者）、適国禁²⁶弥請²⁷使者²⁸（託仕する権門勢家の使）、侵辱国宰²⁹、為³⁰憚³¹權勢之威³²、猶緩³³勘決之法³⁴、禁網難³⁵張³⁶、遂免³⁷其身³⁸、……今須³⁹如⁴⁰此之輩⁴¹為⁴²翹楚⁴³者⁴⁴、召⁴⁵捕其身⁴⁶進⁴⁷上公家⁴⁸、永被⁴⁹下宣旨於檢非違使⁵⁰、隨⁵¹国移文⁵²被⁵³禁⁵⁴其身⁵⁵、任⁵⁶法断決⁵⁷とある。寛平・延喜の国制改革で国務対捍目的の王臣家と富豪層の結合を切断し、富豪層は（王臣家人であろうがなかるうが）負名として国衙支配に従うものとされた⁵⁸。国制改革以降、国司は、国務対捍者の捕身・勘決（勘札と決罰）・禁獄のすべての権限を保持し執行できるようになったのであるが、それでもなお権門勢家の威を借りて国務対捍する負名に対して、捕身・拘禁しても勢家の使者の圧力によって釈放せざるを得ない状況を根絶することはできなかった。そこで国司は対捍者を捕らえたらだちに（勢家の使が来る前に）身柄を「公家」（政府）に「召進⁵⁹」して「国移文⁶⁰」にもとづいて檢非違使で禁獄してほしいと要請し、認可された。権門勢家と結びついて対捍をはかる負名に対する捕身権の実効性をよりいっそう高めようとしているのである。このように勢家と結んだ負名に対してさえ原則的に国司に「召進⁶¹」権があるのだから、一般負名・住人に対しては、捕身・勘決（勘札と決罰）・禁獄のすべての権能が実効性をもって機能していたのは当然である。

また、長徳元年（九九五）の出雲国解文は「熊野杵築兩神致⁶²齋廢務之間、不⁶³能⁶⁴糺⁶⁵定犯人等之事⁶⁶、仍捕⁶⁷件犯人九人⁶⁸、付⁶⁹據ム丸等⁷⁰進上者⁷¹」と述べ、出雲国司は熊野杵築兩神の神事による「廢務」で国衙行

政が（検断も）ストップしているから犯人を「糺定」できないとして、犯人九人を「捕」えて政府に「進上」してきた。内覧右大臣道長は檢非違使に「勘札」させるよう命じている。神事による廢務という特殊事情がなければ、国衙は「捕」らえた犯人を「糺定」（勘札と断定）していたところなのである。ここでも、国衙が軽犯に対する追捕・勘札・断定として科刑にいたるまでの権限を有したことがわかる。

さらに一例を付け加えれば、一一世紀前半の実態を示すとされる『高山寺本古往来⁷²』によれば、「当郡之新開作田⁷³」に押入り「秣料⁷⁴」と称して刈取った「称⁷⁵御曹司御厩舍人⁷⁶者⁷⁷」を、本主は「私先与⁷⁸刑罰⁷⁹之後執⁸⁰申於国前⁸¹下⁸²遣禁倉⁸³」と、私的制裁したあとで国衙に引渡して国衙の禁獄に委ねている⁸⁴。

これらの事例から、軽犯検断が国衙の通常の行政権の一部として存在していたことは明らかである。

かかる国衙の軽犯検断権を現実に担っているのは、国衙檢非違所と郡司・刀祢であった。軽犯検断における郡司・刀祢の役割の重要性は、被害者が訴を提起するさい、郡司・刀祢の証判を不可欠としているところに明瞭にあらわれている。郡判を得ることによってはじめて、被害者の訴状は効力を獲得するのである。

『小右記』寛弘二年（一〇〇五）五月十三日条に、「（高田）牧司等為⁸⁵（宇自可）春利⁸⁶被⁸⁷搜⁸⁸取内財⁸⁹・雑物⁹⁰・馬并年貢絹十四疋⁹¹之由、請⁹²国郡証判⁹³先日言上⁹⁴とあり、藤原実資家領高田牧司が訴状に国郡証判を請求して大宰府と本主実資に提出している。また、治安二年（一〇二四）二月十五日從儀師仁静解⁹⁵に引かれた城上郡司薦口茂頼所送消息状に、「昨⁹⁶為⁹⁷茂来向⁹⁸、陳云⁹⁹、以¹⁰⁰去年十二月廿四日夜¹⁰¹、私宅盗人¹⁰²来着¹⁰³日記如¹⁰⁴□、早可¹⁰⁵加¹⁰⁶郡判¹⁰⁷者¹⁰⁸、雖¹⁰⁹不¹¹⁰知¹¹¹子細¹¹²、加¹¹³郡判¹¹⁴已了¹¹⁵と見え、ここでも、宿院饗頭藤原為茂が城上郡司薦口茂頼宅に来て、持参した盗難被害「事発日記」への郡判を請求している（郡司が子細を知ら

ないまま証判したことに注意しなければならない。

このように、訴の提起にとつて訴状に添付する事発日記に郡判を加えてもらうことが不可欠の要件であったということは、郡司および刀祢のもつ在地の秩序維持機能がきわめて大きいものであったことを示唆している。被害証明としての郡判は、令制以来、郡司が果たしてきた郡域社会秩序維持機能であった（捕亡令亡失家人条など）。

（2）国衙が受理した軽犯検断の二つの方式

訴を受理した国衙が行う検断過程には二つの方式があった。

一つは、国衙から国使に検非違所使が事発所に派遣され、郡司・刀祢を指揮して実否の弁定・勘札を行うという方式である。その典型を示すのは、再三にわたつてとりあげる長保二年（一〇〇〇）三月二日検非違使別当宣¹³⁰の、

故□皇太后宮御領大和国野辺園屋一字納稻相共、□去年閏三月十日夜一焼亡、爰国使并在地郡司刀□立三日記¹³¹之处、木上正行有事疑¹³²之由注¹³³載日記¹³⁴已了

という記事である。放火事件に対し国衙から派遣された国使が郡司・刀祢とともに捜査して嫌疑者を特定した勘札日記を作成している。国使の捜査に郡司・刀祢が協力するという右の形式は、検断だけでなく田地相論における理非弁定の場合も同様である。そこでこの形式のときの国使と郡司・刀祢の関係について、正暦二年（九九一）三月の春日庄四町九段をめぐる東大寺と興福寺の相論の弁定を通して考えてみよう。この相論は所領の帰属をめぐる相論であるが検断沙汰が付随している。

興福寺が東大寺家所領春日庄田を菟足社田と号して「引率数多之寺人耕作下種、其所競作……有鬪乱口舌之事¹³⁵」という訴因で、東大寺は「召問公驗、將下於官底弁判決理非¹³⁶」と政府に「官底」（太政

官裁判所）での「召問」と「理非弁定」を求めて提訴した。「競作」「鬪乱口舌」は検断事項である。訴を受理した政府は、大和国衙に「弁定言上」を命じ、さらに国衙は「国使東市正并掾五百井」（彼らの所屬「所」は不詳）を差定し事発処に発向させるとともに、郡司に対して「与使者共弁決言上」するように命じている。係争地に派遣された国使は、東大寺・興福寺の両当事者に牒を送り、現地での「公驗対向」を求めたが、興福寺側が公驗を提出しなかったところから弁定不能になり、やむなく一時弁定を中断し、国使は国衙に引き上げた¹³⁷。

このように、国衙の所領相論弁定権や検断権が発動され、国使が係争地・事発処に派遣されて捜査活動を行う場合、つねに国使が中心となり郡司・刀祢は補助的役割を果たすにすぎないようであるが、相論の継続期間が、国使の事発所での勘札・理非弁定の期間にとどまらないことはいうまでもない。判決までは相当長期にわたるのである。この事件で注目すべきは、弁定不能になっていったん国に引き上げた国使が、引き上げるにあつて郡司に対して「候公家裁定之間其坪坪田、不¹³⁸可¹³⁹令¹⁴⁰耕作寺社人々」と牒していることである¹⁴¹。判決が下されるまでの長期にわたる訴訟期間、係争地の現状を凍結し、当事者間の「競作」「鬪乱口舌」を規制する強制作用は、日常的に郡行政を担当している郡司・刀祢の秩序維持機能に全面的に依存しているのである。

以上、国使が事発所に派遣され、郡司・刀祢がそれに協力して実否弁定・勘札・日記作成を行う場合について述べてきたが、ここで国使が現地で捜査活動を現実に遂行していくためにも、また訴訟期間中の現状凍結などの役割においても、郡司・刀祢の郡内に対する日常的行政機能に大きく依存していたことが明らかになった。この点からも、郡司をたんに補助的機能を果たすにすぎないと消極的に評価したり、あるいは郡検断権が破壊されたと即断したりすることが、いかに一面的であるかがわかるだろう。

さて、訴を受理した国衙の検断のいま一つの方式は、国使が派遣されることなく、国衙が「国符」・「庁宣」を通じて直接郡に犯人の捕進・勘札を命じる方式である。この方式の場合、郡の検断機能はより明瞭なかたちで表現されよう。

天慶四年（九四一）二月二日因幡国牒⁶⁴によれば、高庭庄司から東大寺政所に「地子妨領」・「姦犯之甚」との理由で訴えられた河原石丸・玉手茂材らを、政所は因幡国司に「召捕其身、欲被勘糾姦偽之由」と牒した。牒をうけた国衙は、「下符諸郡」、捜求件茂材石丸等所部之内」と、諸郡に犯人捜求を命じたが、諸郡は彼らを探しきれず、国衙は寺家に「勘札」できなかつたと牒した。犯人確保に成功しなかつたとは言え、国衙が「国符」で諸郡に犯人捜求を命じていたことに注目したい。長元八年（一〇三五）正月廿日山田莊司等解⁶⁵は、「相語不善輩、往還御庄内、動成犯伺隙、取人物、或時放火、或時殺害」などの行動をなす「坂本連種并男二人」の「且停止且捕進」を「八部郡司并御庄司等所」に命じる検非違使庁宣を請求してほしいと政所に訴えている。いま一つ事例をあげれば、「国務条々事⁶⁶」には、部内に闖入して濫悪をはたらく「館人」（受領郎等ら）の捕進を「符宣」で郡司に命じている条目がある。

以上、「符宣」（国符や国司庁宣）によって郡司に罪人の勘札・捕進が命じられていることは、この時期の郡または郡司が勘札・捕進機能を有しており、また国衙も郡のかかる機能に依存し期待していたことを如実に示すものである。

（*そのさい私が注意を怠っていたのは、下達文書が形式上の宛所に交付されるとは限らず、実質的権利（権限）獲得者に交付され、下達文書の宛所は権利（権限）獲得者の権利（権限）実現に協力したり了承したりするだけ、という場合があることである。因幡国高庭莊の場合は、東大寺使に郡司宛て国符が与えられ、撰津国山田莊の場合は撰津国八部郡

司宛て検非違使別当宣が山田庄司に下された可能性が高い。あらためて検討したい。）

（3）郡独自の軽犯検断機能

次に、「国符」や「庁宣」による国衙の下命なしに、郡または郡司が独自に検断機能を果たした場合について考えてみよう。かかる事項は長期的効力を有する文書として保存されることはなく、したがって現存する古文書の中にはほとんど姿をあらわすことはない。だが常識的に考えた場合、日常的に発生する「雑人」の盗犯・闘乱とそれに関わる相論の多くは、上位権力まで達することなく、郡司段階で解決されていたとみるほうが自然であると思う。そこで以下において、郡が独自に検断を行ったと推定される事例を二、三とりあげてみよう。

長徳三年（九九七）十月廿七日法家問答の但馬国朝来郡司全見举章問状⁶⁷に、

甲先祖所買貯奴婢之子孫婢某女与兄某丸共本主子孫之宅夜中到来、陳云、己兄某丸擬打殺己身、愁尤切也、已随近郡司也、可勘札云々、甲答云、縦雖有身愁、夜中不可愁、加以為敵所愁兄某丸共来着也、非無事疑、然則不可愁申云云、于時件女人乱、令置耻甲、然間随近人々出来、制止兄妹、追返云云、爰擬召勘之間、国之神事依有經營、不召勘之程、件女參国前、依愁申為甲被打損之由、雖召甲、依令申主従之間、不被問糾、爰件女陳云、延喜格停止奴婢了、格後不可有奴婢云々、如レ此之旨、外土難□、方今格前先祖所貯之奴婢子孫為二本主子孫、可有礼節哉否、謹請明判、謹問、（以下略）

とある。いわゆる延喜奴婢解放令が含まれる有名な法家問答の一節であ

るが、奴婢をめぐる複雑な問題はここでは触れず、郡の検断機能に関わることだけを取り上げる。夜中に某女が朝来郡司(同時に本主子孫)宅に駆け込み、兄某丸に殺されそうだと訴えた。訴を提起すべき「随近郡司」だから「勘札」してほしいというのである。郡司は訴は夜間に提起してはいけないし、殺そうとする兄と一緒に来宅するのは不審だから、訴を受理することはできないと某女に告げた。すると某女は郡司宅に乱入して郡司を罵辱した。騒ぎを聞いて「随近人々」が駆けつけてきて兄妹をなだめて追いつ返してその場は収まった。その後、郡司は兄妹を「召勘」(出頭させ取り調べ)しようとしたが、国衙神事の準備に忙殺され「召勘」しなかったところ、某女は国衙に参上して郡司に暴行されたと訴えた、というのである。女子が郡司に訴え、さらには国衙に郡司を訴える訴訟主体であることも注目すべきであるが、ここでは「随近郡司」が郡内の刑事訴訟を受理し、訴訟人を召喚して審理(「召勘」「勘札」)する立場にあり、もし両当事者が郡司の裁定に承伏したら、この事件は解決したであろう。一〇世紀末の在地社会では、日常的な軽犯検断事件はまず「随近郡司」に提訴され、郡司が「召勘」「勘札」するのが通例だったと考えられる。

また、『高山寺本古往来』⁽⁵⁸⁾二号書簡には、管郡の「今年新開作田二町」に押入り、刈取った「着摺衣・男不知姓名」を、郡司が「遣私使・令尋問・之処称御曹司御舎人者、不_レ決事真偽、不_レ論罪軽重」とみえる。ここでは、犯人が権門勢家の従者であるから、郡司は「尋問」したものの「事真偽」「罪軽重」について勘札できなかったのであって、権門勢家と直接的関係のない一般百姓がここにみえる「刈田」などの犯科を犯した場合、郡司が「尋問」し「事真偽」を勘札し「罪軽重」を断定したうえで判決を下し、刑の執行(科料・拘禁など)を、自己の権限で行っていたと推断されよう。

もう一例、延久三年(一〇七一)六月廿五日大掾秦為辰解案⁽⁵⁹⁾をあげ

れば、播磨国大掾秦為辰の「先祖相伝久富保在畠桑并年苧等」領知権について、留守所の裁定で解決済みであるにもかかわらず、掾分王が「承引」せず「弥押妨桑撮_レ領年苧刈取、片端苧畢」った。そこで大掾為辰は、「望請郡裁、所司等被_レ対問、理非被_レ決」と郡に出訴している。刈畠・押苧は検断沙汰である。もつとも、為辰解に対して郡司は外題に「不_レ及郡司力候」「守殿御下向□□愁申」と書き、力が及ばないから訴は受理しない、国守が下向したとき訴えるようにと回答している。しかしかかる刈畠・押苧という軽犯検断相論を郡に提起し、「対問」「理非」裁定を求めていること自体、郡がかかる機能を保持していたことを示している。相論当事者がともに掾の肩書きを持つ国衙官人であったことが、郡司があえて訴を受理しなかった理由であろう。

以上にみたくつかの事例では、郡または郡司の独自の軽犯検断機能は、訴訟当事者によつて軽んじられ、郡司自身も忌避することもあるが、それでも当事者が最初に訴を提起するのは郡・郡司であり、郡司の判決で確定する場合も少なくはなかったと思われる。国衙に提訴するにしても訴状や副進事発日記に「郡判」が据えられていることが要件であったことは、すでに指摘したところである。

以上、本章では「軽犯」検断の場合、国衙行政権の範囲内で執行され、国使(「検非違所使」)郡司によつて検断が行われ、とくに郡司・刀祢の日常的郡内秩序維持機能に依存するところが大きかったことを述べた。

*このように前期王朝国家段階(撰関期)の郡(司)検断機能の重要性を評価するならば、後期王朝国家体制に転換する一一世紀四〇年代に国制改革の一環として行われたと推測される「郡郷制の改編」について、新たな観点から捉え直すことが出来るのではないかと思う。以下は、今回本号に掲載するにあたって付け加えた粗いデッサンである。①一國平均役としての造内裏役の全面採用、②造内裏役一國平均役賦課の前提

として荘公区分の明確化をめざす全国荘園整理令の発令と国ごとの実施、③その後の国ごとの国司初任検注（一國荘園整理令）の実施、④荘公区分をめぐる権門国衙間・権門間堺相論裁定（個別荘園整理令）。この四つの政策で推進される荘公区分の明確化（＝荘園公領制への移行）という国制転換に対して、諸国受領は国衙領支配の再編成を行って、荘園整理の実施、一國平均役の賦課、荘園との堺相論に対応しようとした。これが「郡郷制改編」であり、受領はあらたに補任する郡郷司に、荘園との暴力的堺相論に対抗しうる「国内武士」の名声を有する旧郡司・在庁官人（受領郎等を含む）・有力負名を優先的に補任した。こうして改編郡郷司に補任された国内武士は、郡郷内百姓に一國平均役・所当官物・公郷在家役を賦課する徴税権と境界侵犯者・郡郷域内居住百姓に対する検断権をテコに、在地領主制を展開したのであった。独自の行政機能をほとんど持たず国使の補助的役割を果たすにすぎなかった前期王朝国家段階の郡・郡司から、在地領主制を展開する後期王朝国家段階の郡郷・郡郷司へと大きく転換する郡郷制改編の基礎に、私は郡がもっていた検断機能を置いて考えたのである。

おわりに

本稿では、「重犯」と「軽犯」、「追捕」と「勘札」を分析道具として、王朝国家体制下の国衙検断権について、できるかぎり具体的に再構成することに努めた。それによって、従来相互に密接に関連しつつも統合されていなかった国衙軍制論・国衙三使論・国衙権力行使論（国使論）の三つの分野を統一的に把握することに成功しえたのではないかと思う。最後に、本稿で論じたことを要約して結語にかえたい。

（一）鎌倉幕府法に規定された「国」段階の検断機能は、「重犯」事項と「軽犯」事項に明確に区別されており、前者は守護が、後者は検非違所

が管掌し、両者によって全体として一國単位の検断権が行使される構成になっていた。かかる「重犯」・「軽犯」の区別は、基本的には王朝国家体制下のそれを継承したものである。

（二）王朝国家体制下の国衙段階で、「重犯」と認定される犯罪、すなわち軍事的鎮圧を必要とする現実の政治課題は、主として「凶党」蜂起であった。「凶党」蜂起は、検田・収納などの国務執行をめぐる国衙と在地諸勢力との緊張関係が、国使殺害、国衙襲撃などの反国衙武装蜂起として爆発したものである。したがって蜂起の主体は、在地の庄預・田堵負名らであり、また「凶党」組織は、検田使・収納使などの国使が派遣される国郡規模の一時的な共同利害を紐帯とし、具体的目的達成の後にたち解散する臨時的戦闘組織であった。彼らの多くは、王臣家人・六衛府舍人・僧徒・神人などであり、拷訊免除・本主裁判権などの検断上の保護特権が、彼らの過激な活動を可能ならしめる条件となった。

（三）かかる「重犯」＝「凶党」蜂起を抑圧する国衙の検断は、以下の如き過程で進行する。

（イ）検断は「事発所」を管する郡司の「事発」報告＝「郡解」を端緒に開始される。

（ロ）「重犯」検断権は国衙本来の行政権には含まれず、それゆえ「郡解」をうけた国衙は中央政府に「追捕官符」を請求して「重犯」検断権を一時的に授權される。「追捕官符」によって国司（国衙）は、①検断上の保護特権の剥奪、②何者にも制約されない実力行使権、③追捕に必要な軍勢催促権、④追捕に参加し勲功をあげたものに対する勲功賞推挙権、などが付与される。この「追捕官符」が、「重犯」検断の唯一の合法的根拠である。中央政府はかかるかたちで全国的規模での「重犯」検断権を究極において独占しているのである。

（ハ）「追捕官符」を蒙った国衙による検断は、実力部隊による「追捕」と、高度な法律事務である「勘札」の二つの過程として把握しうる。

「勘札」は、臨地検証、犯人の取調べ、証人尋問から調査の作成、さらに自白の強要を含む、所与の検断法の法的規制を受ける一連の捜査・審理過程である。

(二) 国衙は検断を終了したら、逮捕した犯人と捜査・審理の記録(「勘札日記」など)を国解に副えて太政官に「言上」する。「重犯」の裁判と決罰は中央政府において行われるのである。

(4) 「重犯」検断に関与する国衙の検断機関には、諸国追捕使(押領使・追捕使)、国検非違所、郡司・刀祢があった。

「凶党」集団を鎮圧するためには、「凶党」を粉砕しうるだけの武力が要求されるが、「凶党」を鎮圧することを目的に国衙内部に設置されたのが諸国追捕使(押領使・追捕使)であった。諸国追捕使は「国解」で申請され「官符」で任命が認められる国衙唯一の公的「凶党」追捕機関であり、「追捕官符」を蒙った国司の下知により「廻文」を発して国内武士を催促する権限を有していた。

「重犯」検断のうち、「勘札」機能は、国検非違所が郡司・刀祢を率いて行った。諸国追捕使が国内武士を指揮して「凶党」を追捕する軍事指揮官であったのに対し、検非違所は、他の在庁分課と同様、目代・惣大判官代以下の実務職員によって構成される分課であり、その本来の機能は、訴訟弁定・犯人勘問・勘問日記の作成などの法律事務、および「軽犯」の追捕であった。「事発所」での臨地検証は、検非違所使が郡司・刀祢を指揮して行った。

(5) 以上は、「重犯」検断についてであったが、「重犯」と明確に区別された「軽犯」検断は、「重犯」の場合とは異なり、国衙固有の行政権によって執行された。「軽犯」検断には、大づかみに、(イ)訴を受理した国衙が国使(Ⅱ検非違所使)を「事発所」に派遣し、検非違所使が郡司・刀祢とともに「勘札」する場合、(ロ)国衙が、直接郡に「国符」または「庁宣」を発給して「追捕勘札」を命じる場合、さらに(ハ)郡が独

自に訴を受理し、「勘問」・「理弁定」を行う場合、があった。郡司が受訴しない場合、裁定しない場合、訴人は国衙に訴えた。

日常的に発生する「軽犯」を適正に鎮静・解決することは、国衙支配を安定的に維持していくために不可欠の機能であり、それはとりわけ郡司・刀祢の日常的在地支配に依存するところが大きかった。郡司の検断機能の喪失・解体という点を強調することは、「軽犯」検断を正しく位置づける視点を失わせることになる。そしてこの郡司の「軽犯」検断機能が中世的郡郡司による郡郷領域支配Ⅱ在地領主制展開の重要な契機として継承された。

国衙検断権と国衙「強力」装置が以上のように構成されていたからこそ、(前期)王朝国家体制下の国衙は、国内負名層の抵抗を排除しながらまた彼らの個別利害を調停し和解させながら、検田・収納を中心とする行政支配を実現することが出来たのであった。王朝国家はこの国衙支配の上に成り立っていたのである。冒頭の石母田正氏の言葉を受け止めて検討してきた本稿を、このまとめによって締めくくりたい。

註

(1) 石母田正『中世政治社会思想 上』「解説」(岩波日本思想体系1 一九七二年)

(2) *本稿は、一九七七年に広島大学に提出した修士論文『平安中期における国衙軍制の構造』の一部を補正して一九七八年から一九七九年にかけて、ほぼ同時期に脱稿した「王朝国家国衙軍制についての一考察」の姉妹編として「王朝国家国衙検断権についての一考察」の題で成稿していた。だが『日本史研究』誌に投稿した前者が最終的に不採択となったことから、前者を前提に書かれた本稿は、そのまま篋底に眠ったままになった。もとより本稿のエッセンスは、す

で「王朝国家国衙軍制の構造と展開」『史学研究』一五一号 一九八一年）、『武士の成長と院政』（講談社日本の歴史07巻 二〇〇一年）などに組み入れられているのでなんら目新しさはないが、それらのもとになった「原型」を公表することにも多少の意味はあると考えるので、本誌に公表することにした。本稿によって、私の修士論文はすべて公表したことになる。成稿後四〇年近い歳月を経ており、当時註記した先行研究よりもはるかに多くの研究が積み重ねられているように思ったが、意外に研究は進んでいない。その後の研究にも多少は目配りしたつもりであるが、見落としした研究も多々あると思う。ご寛恕願うとともに、御示教をお願いしたい。なお、以下の本稿のなかで*印の叙述は、今回公表するにあたって補筆した部分である。

- (3) 戸田芳実「国衙軍制の形成過程」（日本史研究会史料研究部会編『中世の権力と民衆』所収 創元社 一九七〇年。のち同氏『初期中世社会史の研究』所収 東京大学出版会 一九九一年）。石井進「中世成立期軍制研究の一視点」（『史学雑誌』七八編一二号 一九六九年）、同「院政期の国衙軍制」（『法制史研究』二〇号 一九七一年）。石井氏の両論文は、のち同氏『鎌倉武士の実像』（平凡社 一九八七年）に「中世成立期の軍制」の題名で合体して収録された。
- (4) *この論点については、前掲拙稿註(2)論文、同「王朝国家国衙軍制における国内武士催促について」（『史人』五号 二〇一三年 成稿は一九七八年）などで明らかにした。
- (5) 井上満郎「押領使の研究」（『日本史研究』一〇一号 一九六八年。のち同氏『平安時代軍事制度の研究』所収 吉川弘文館 一九八〇年）、同「平安時代の追捕使」（『古文書研究』二号 一九六九年。同右書所収）、黒田紘一郎「神官検非違使の研究」（『日本史研究』一〇七号 一九六九年）、渡辺直彦「諸国検非違使・検非違所の研

究」（『日本古代官位制度の基礎的研究』吉川弘文館 一九七二年）、上横手雅敬「平安中期の警察制度」（竹内理三還暦記念論集『律令国家と貴族社会』吉川弘文館 一九七九年）、大饗亮「律令制下の警察制度」（『岡山大学法学会雑誌』二三巻三・四号「通巻八三号」 一九七四年。のち同氏「律令制下の司法と警察」所収 大学教育社 一九七九年）。*下向井龍彦「押領使・追捕使の諸類型」（『ヒストリア』九四号 一九八二年）は国衙軍制の指揮官としての諸国追捕使・押領使と、同一名称ではあるがそれらとはまったく異なる他の諸類型について個別に説明するとともに、それら諸類型を相互に峻別しなければならぬことを強調したものである。

- (6) 入間田宣夫「鎌倉前期における領主的土地所有と『百姓』支配の特質」（一九七二年『歴史学研究』別冊 のち同氏『百姓申状と起請文の世界』所収 東京大学出版会 一九八五年）、大石直正「平安時代の郡・郷の検田所・收納所について」（豊田武教授還暦記念『古代中世史の地方的展開』所収 吉川弘文館 一九七三年）、義江彰夫「国衙支配の展開」（『岩波講座日本歴史』古代4 一九七六年。のち同氏『鎌倉幕府地頭職成立史の研究』所収 東京大学出版会 一九七八年）。*中込律子「王朝国家期における国衙国内支配の構造と特質」（『学習院史学』二三号 一九八五年。のち同氏『平安時代の税財政構造と受領』所収 校倉書房 二〇一三年）。拙稿「平安時代の地方政治」（日本歴史学会編『日本史研究の新視点』吉川弘文館 一九八六年）はこれらの研究を総括して国衙支配について概観したものである（中込論文は拙稿原稿提出後に公表された）。

- (7) 前掲石母田註(1)論文、羽下徳彦「中世本所法における検断の一考察」（石母田正・佐藤進一編『中世の法と国家』所収 東京大学出版会 一九六〇年）

- (8) *『史人』五号 二〇一三年。なお、一九七八年成稿の原稿の註

では、「拙稿」王朝国家軍制についての一考察（未発表）」としてあった。

(9) ①②は貞応元年（一二二二）四月廿六日国々守護人并新地頭非法禁制御成敗条々事（池内義賢・佐藤進一編『中世法制史料 第一巻 鎌倉幕府法』追加法二条・三条 岩波書店 一九五五年）

(10) ③は寛喜三年（一二三二）五月十三日諸国守護人奉行事（同右追加法三一条）

(11) 守護固有の検断権の内容については、（*一九七八年段階では）「謀叛」・「殺害」の追捕権および事実審理権であるとされる石井良助（『大犯三箇条』『大化改新と鎌倉幕府の成立』所収 創文社 一九五八年）、羽下徳彦（『検断沙汰おぼえがき』『中世の窓』四号と七号 一九六〇年）両氏の見解と、犯罪人の処分権なかならず非御家人・凡下を当事者とする刑事裁判権であるとされる佐藤進一氏の見解（『鎌倉幕府訴訟制度の研究』第三章第三節）がある。*その後守護職権について本格的に論じた研究はあまりないようである（義江彰夫『鎌倉幕府守護職成立史の研究』序編第二章 吉川弘文館 二〇〇九年）。そのようななかであって、西田友広「鎌倉幕府検断体制の構造と展開」（『史学雑誌』一一二編八号 二〇〇二年）のち同氏『鎌倉幕府の検断と国制』所収 吉川弘文館 二〇一一年）が、王朝国家段階の重犯検断のあり方についての私見（拙稿「王朝国家軍制研究の基本視角」坂本賞三編『王朝国家国政史祖研究』吉川弘文館 一九八七年）を紹介しつつ幕府―守護の検断機構について論じており注目したいが、いまはその成果を吸収する余裕はない。

(12) 「大犯三箇条」の語が示すように、「謀叛」・「殺害」は「大犯」と表記するのが鎌倉期においてはふつうであるが、たとえば、「重犯之者出来之時者須申子細随其左右」（『貞永式目』第四条）、「重犯五箇条」「謀叛殺害刃傷人夜討強盜五箇条」（大隅台明寺文書永

八年九月日大隈大明寺雜掌申状『鎌倉遺文』一四卷一〇八八六号）など、「重犯」とも表現されており、「重犯」表記が一般的な平安期の問題を分析する都合上、ここでは「重犯」と表記することにする。

(13) 前掲渡辺註（5）論文

(14) 前掲入間田註（6）論文

(15) この問題については、拙稿「王朝国家軍制研究の基本視角」（坂本賞三編『王朝国家国政史の研究』吉川弘文館 一九八七年）で、国家法レベルで詳述している。成稿時期は、本稿の方がはるかに早い。本稿は国衙レベルにおける「重犯」・「軽犯」について論じるものである。重複するところはあがるが、多少の修正を施したうえで掲載する。

(16) 『権記』長保二年五月十八日条

(17) 『貞信公記抄』天曆二年五月十一日条

(18) 前田家本高野寺縁起所収寛弘元年九月廿五日太政官符案（『平安遺文』二卷四三六号）

(19) 田中忠三郎氏所藏文書永承五年七月廿二日太政官符案（『平安遺文』三卷六八二号）

(20) 『朝野群載』卷廿二諸国雑事上。なお、雑色人_{II}在庁官人については、たとえば同じ「国務条々事」に「一 着館日所々雑人等申_{II}見参_{II}事 此日所々雑色人等者進_{II}見参_{II}、然後一々申_{II}之_{II}」所謂 税所 大帳所 朝集所 健兒所 国室所等也とあり、また『本朝世紀』天慶四年十一月十日条に「信濃国判官代川原如松」を「知_{II}彼国事_{II}之雑色人件如松」と言い換えていることから明らかである。*近年、一〇世紀以降一一世紀中葉以前の在地区国衙官人について、「国衙雑色人」概念で捉える見解が定説化している（山口英男「十世紀の国郡行政機構―在庁官人制成立の歴史的前提―」（『史学雑誌』一〇〇巻九号 一九九一年）。しかし「雑色人」の語は、八、九世紀、勅籍・鑄符によつて課役免除特権を得て、

- 国衙を含む中央地方の官司に出仕して考選を受ける資格を持つ人々の称であり、籍帳支配、調庸の人別賦課が崩壊した一〇世紀初頭以降、国衙レベルでは勘籍・鐫符・考選はもはや機能しなくなったはずだから、雑色人の称は使うべきではないと思う。一〇世紀初頭以降、受領から「判官代」などに補任され「所」に配属されて国衙行政を担うようになった九世紀の国衙雑色人の後身は、在庁官人と呼ぶべきである。一〇世紀以降、在庁官人を史料上で「雑色人」と称する場合があるのは、九世紀までの公式表記の遺制とみるべきである。
- (21) 高野山文書又続宝簡集八十八 天治二年（一一二五）七月十三日 金剛峰寺官省符莊住人等解『平安遺文』五卷二〇四三号
- (22) 高野山文書又続宝簡集八十八 大治四年（一一二九）正月十九日 金剛峰寺官省符莊住人等解『平安遺文』五卷二二三三号
- (23) *本事例をもとに検討した本章の「凶党」蜂起の実態に関する記述は極めて不十分なものであり、全面改稿したいところであるが、いまはその余裕がない。とりあえず拙著『武士の成長と院政』第三章「撰関期の武士と国家軍制」3「王朝国家の軍制と武士」の「大和国解が語る語る凶党蜂起」を参照されたい。
- (24) 三条家本北山抄裏文書『平安遺文』二卷三八五号
- (25) 『権記』長徳四年（九九八）八月廿七日条の小除目で「従五位上右衛門権佐藤原朝臣宣孝兼為「山城守」とあり、長徳二年十月八日源孝道が右衛門権佐であったから、宣孝は長徳二年十月八日以降、長徳四年八月二十七日以前に検非違使佐になっていた。*宮崎康充編『検非違使補任 第一』（続群書類完成会 一九九八年）参照。
- (26) ただしこの時期「斬刑」が執行されることはなく、罪名勸文では減刑されることになっていた。本事件の捕得犯人たちが、使庁での裁判の結果、禁獄されていたことは、前掲『権記』長保二年五月十

八日条「殺害者二人重、可レ然可レ免丈部有、光、橘御垣丸可レ免、其外強盜等嫌疑刃傷之輩輕」から明らかである。

- (27) 『玉葉』文治元年十月十七日条
- (28) 『三代実録』元慶八年六月廿日条
- (29) 『類聚三代格』（卷十八関并烽候事）昌泰二年九月十九日官符
- (30) 『日本紀略』天慶三年正月九日条
- (31) 『日本紀略』天慶三年正月廿六日条
- (32) 『師守記』（裏書）天慶三年八月廿日条
- (33) 『玉葉』治承四年九月十一日条
- (34) 『玉葉』治承四年九月廿三日条
- (35) *「重犯」・「凶党蜂起」概念は、その後発表した「王朝国家国衙軍制の構造と展開」（『史学研究』一五一号 一九八一年）、前掲拙稿註（15）論文などで論じているが、行論の都合上、原型のままとする。
- (36) 東寺百合文書よ保元二年八月廿三日東寺領垂水荘政所下文案『平安遺文』六卷二八九五号
- (37) 「住人百姓等解」闘争については、前掲入間田註（6）論文、入間田宣夫「平安時代の村落と民衆の運動」（『岩波講座日本歴史 古代4 岩波書店 一九七六年 のち『百姓申状と起請文の世界』所収 東京大学出版会 一九八五年）から学ぶところが大きい。*また木村茂光『日本中世百姓成立史論』（吉川弘文館 二〇一四年）所収諸論考。
- (38) 宝生院文書『平安遺文』二卷三三九号
- (39) 大石直正「尾張国解文―平安時代の国衙と農民―」（日本史の謎と発見5『王朝の栄華』所収 毎日新聞社 一九七八年）
- (40) 「尾張国郡司百姓等解」の三十条に「就中検田使等一郡二人也、其所「張行」、無「可レ為レ」喻之物」とあり、十六条に「件使（Ⅱ）「雑

使」等、毎郡巨多也」とある。

(41) 興福寺・天理図書館文書文書延久二年九月廿日興福寺大和国雑役免坪付帳(『平安遺文』九卷四六三九・四六四〇号)

(42) 三条家本北山抄裏文書長保元年四月一日衛門府月奏分(『平安遺文』二卷三八〇号)、九条家本延喜式卷三十九裏文書看督長見不注進状(『平安遺文』二卷五二九号〜五三七号)

(43) 『西宮記』(卷十五) 補看督長事に「左右佐已下判補」とみえる。

(44) 以下の検断法上の身分特権、本主のアジール機能については、その後、本稿をもとに前掲拙稿註(15) 論文で詳論しているが、論の展開上、そのまま載せる。

(45) これらの諸身分の国務対捍について一般的に問題にした法令その他を例示すれば、①王臣家人については『類聚三代格』(卷十九禁制事) 寛平六年十一月卅日官符、『政事要略』(卷五十一交替雑事) 天曆元年閏七月十六日官宣旨、『法曹至要抄』(上 罪科三十二) 「研破人宅事」 所引長徳元年九月十三日宣旨(『新校群書類従』第四卷)、②六衛府官人については『類聚三代格』(卷廿断罪贖銅事) 昌泰四年閏六月廿五日官符、③六衛府官人・④僧徒については「意見十二箇条」(日本思想大系8『古代政治社会思想』所収 岩波書店 一九七九年) 第十一条、⑤僧徒・⑥神人については、保元元年七月廿七日藤原敦光勘文(同上)、保元元年閏九月十八日新制条々(『兵範記』) などをおげることができる。

(46) 『法曹至要抄』(上 罪科六十) 「不拷訊事」(『新校群書類従』第四卷)

(47) 『延喜式』卷廿九 刑部省

(48) 註(46) に同じ。

(49) 『太神宮諸雑事記』康平二年十月廿三日条(『新校群書類従』第一卷)。「神民非 徒罪之限」とあるが、「徒罪」の誤写であろう。

(50) 高山寺典籍文書綜合調査団編『高山寺本古往来 表白集』(高山寺資料叢書第二冊 東京大学出版会 一九七二年)

(51) 『朝野群載』(卷廿二) 諸国雑事上

(52) 『類聚三代格』(卷十九) 禁制事

(53) 宝生院文書永延二年(九八八) 十一月四日尾張国郡司百姓等解

(『平安遺文』二卷三三九号)

(54) 『権記』長徳四年十二月十四日条

(55) 『小右記』長徳二年二月五日条

(56) 東南院文書二ノ五天喜四年四月廿三日東大寺所司大衆等解案『平安遺文』三卷七九五号)

(57) 東南院文書二ノ五天喜四年五月三日官宣旨案(『平安遺文』三卷七九九号)

(58) 『新校群書類従』(第三卷)

(59) *二〇年ののち、私は『史人』第二号(一九九八年)に、論文「天喜四年四月二十三日東大寺境内殺害事件をめぐる二つの問題」を執筆して、諸国追捕使の武力編成について検討を加えた。

(60) 羽下徳彦「中世本所法における検断の一考察」(石母田正・佐藤進 一編『中世の法と国家』所収 東京大学出版会 一九六〇年)の概念規定を参照。

(61) 瀧川政次郎「事発日記と問注状―序例における証拠法の発達―」(『律令諸制及び令外官の研究』所収 角川書店 一九六七年)

(62) ただし、郡解による事発報告は、獄令にいう「断定」⇨判決案の作成とはいえない。しかし、「事発日記」作成に一定の「勘札」⇨捜査・審理が前提となっていることを重視したい。

(63) 前掲義江註(6) 論文

(64) しかし、森田悌「平安中期郡司についての一考察」(『日本歴史』三一九号 一九七四年)のように、「国使よりも郡司の方が実質的に

優越していた」と、国衙行政権に対する郡機能の「優越」を強調するものも正しくない。国・郡は上下統属関係にあるのであり、両者を同列に比較していずれが優越するかという問題の立て方は正しい視角とはいえない。

(65) 投稿中。*一九七八年『日本史研究』誌に投稿して不採択になった論文を指す。補注を加え「王朝国家国衙軍制における国内武士権促について」と改題して、本誌五号（二〇一三年）に発表した。

(66) *「追捕官符」の機能については、その後、前掲拙稿註（15）論文においてさらに詳論した。

(67) 『玉葉』文治元年十月十七日条

(68) 名例律議条は「其犯_レ八虐_一者、不用_レ此律」とする。

(69) 『朝野群載』（卷七撰錄家寛和二年十一月廿日撰政家仰書

(70) 『中右記』長治二年十月卅日条

(71) 『中右記』嘉保二年十月廿三日条

(72) *この第四点目と次の第五点目については、前掲拙稿註（4）論文で詳述している。

(73) 源孝道の系譜を『尊卑分脈』は「清和天皇―貞真親王―元亮―孝道」とし、尻付には「母経基王女」「為_二満仲子_一」と記され、別の箇所では、満仲の子として「孝道」が載せられ、尻付に「為_二舎兄頼光朝臣子_一」とある。子孫は武士化していないが、孝道は満仲兄弟の甥、頼光兄弟の従兄弟であり、多少は武芸の心得もあったかもしれない。

(74) 『小右記』寛弘三年六月廿七日条、廿九日条、『御堂閑白記』寛弘三年七月三日条

(75) 平松文書（『平安遺文』二卷四三九号）

(76) 東南院文書二ノ五 天喜四年四月廿三日東大寺五師等日記案（『平安遺文』三卷七九七号）。前掲拙稿註（59）論文。

(77) 『権記』長保五年九月五日条。*なおここに登場する押領使惟風は、

永祚元年（九八九）正月十五日、文章生右衛門少尉で檢非違使に補せられ、寛弘二年（一〇〇五）正月廿日に「武蔵惟風」の受領功過定が行われており（いずれも『小右記』）、長保五年には見任の武蔵守だった可能性が高い。『小記目録』長保五年正月十六日条「下総・武蔵国司、依_二維良兵乱_一、言_レ上解状_一事」の武蔵国司は惟風だったのである。また『権記』同年四月廿三日条の「押領使惟風」は、『小記目録』同年二月八日条「被_レ定_レ追討平維良_一使_上事」であり、『権記』のいう「押領使惟風」は、「国解」で申請され「官符」で補任される諸国押領使ではなく、維良の「兵乱」鎮圧に派遣された「追討使」であった。次章で述べるように、押領使_二諸国追捕使は「重犯」の「追捕」のみを権限とするが、ここで惟風の任務が「理非弁定」まで含んでいるのは、彼が檢非違使を経験した追討使だったからである。なお、道長が惟風の捜査結果にクレームを付けて家人維良の犯罪をもみ消した事情については、拙著『武士の成長と院政』（講談社日本の歴史07巻 二〇〇一年）で述べた。

(78) 瀧川政次郎前掲註（59）論文、米田雄介「日次記に非ざる『日記』について―『平安遺文』を中心に―」（高橋隆三先生喜寿記念論集刊行会編『古記録の研究』所収 群書類従完成会 一九七〇年）

(79) 小川清太郎「庁例の研究」（『早稲田法学』一六号 一九三七年）のち同氏「檢非違使の研究・庁例の研究 復刻版」名著普及会（一九八八年）に「着欽勘文を作成するには、まづ犯人をして自己の犯罪事実を認めしめ（之を服弁或は伏弁と云ふ）、之に過状と称する一種の謝罪的始末書を奉らしめ、しかる後に着欽勘文が作成せらるるのである」と記している。*その後、長谷山彰「平安時代裁判手続の側面―怠状・過状の文書機能を中心として―」（『古代文化』第三八輯一二号 一九八六年）が発表されている。

(80) 『権記』長保二年五月十八日条

- (81) 竹内理三「平安遺文所収文書所蔵者別文書解説 三条家文書②北山抄裏文書」(『平安遺文』第一巻 一九七六年)
- (82) *「罪名定」については、その後発表された大津透「撰関期の律令法—罪名定を中心に—」(『山梨大学教育学部研究報告 第一分冊 人文社会科学系』四七号 一九九六年)に詳しい。また検非違使庁における検断沙汰の実態については前田禎彦「検非違使別当と使庁—庁務の構造と変遷—」(『史林』八二巻一号 一九九九年)が詳細に分析している。
- (83) 「平安中期の警察制度」(竹内理三博士遷曆記念会編『律令国家と貴族社会』所収 吉川弘文館 一九九九年)
- (84) たとえば『権記』長徳三年五月廿四日条に「又昨夜永資等捕_レ進強盜同類_一」「_レ等為_レ令_二追捕_一、差_レ左志錦為_レ信、右尉永資、志伴忠信等_一、下_レ遣_二近江国_一、且_レ給_二供給_レ宣旨_一、且_レ可_レ被_レ仰_レ隨_レ使_レ触差_レ副人兵_一、可_レ令_二追捕_一之由、可_レ給_二宣旨_一之由、可_レ奏聞_一、即宣旨下_一とあり、逃走犯人追捕のため検非違使永輔等が近江国に派遣されたが、派遣検非違使たちには、近江国に接待を命じる「供給宣旨」と検非違使の要請に従って「人兵」の動員・追捕協力を命じる「宣旨」が与えられている。他にも多くの事例がある。
- (85) 『権記』長保二年五月六日条。
- (86) 『小右記』長元四年三月九日条
- (87) 富田正弘「平安時代における国司文書について—その位置形態と国司庁宣の成立—」(『史料館紀要』四号 一九七五年 のち同氏『中世公家政治文書論』第一部第一章 吉川弘文館 二〇一二年)
- (88) たとえば林峯之進氏所蔵大治二年八月十七日紀伊国在庁官人等解案(『平安遺文』一一巻補三〇二号)。なお義江彰夫氏は『鎌倉幕府地頭職成立史の研究』序編第三章第三部において、このような在庁官人の署判の仕方から「在庁と官人が別個」の存在であり、本来中

央から派遣されていた官人が莊園乱立の展開の下で恒常的に在庁を指揮して留守所を統括していくようになった」という見解を述べておられる。しかし「在庁官人等解」の「在庁」と「官人」は、国司の肩書の有無による形式的な区別でしかなく、そのことは右の紀伊国在庁官人等解で、「在庁」と「官人」のいずれにも忌部氏、紀氏が含まれていることから明白である。

- (89) 拙稿「王朝国家国衛軍制についての一考察」(投稿中)。なお以下の本節の叙述で論証なしに論じていることはすべて投稿中拙稿でふたとおりである。*投稿中の拙稿というのは前掲註(65)で述べたとおりである。

- (90) *前掲拙稿(5) 論文、拙稿「諸国押領使・追捕使史料集成 付諸国押領使・追捕使について」(『広島大学文学部紀要』第四五巻 一九八六年)
- (91) 『朝野群載』(巻廿二 諸国雑事上)
- (92) 『朝野群載』(巻廿二 諸国雑事上)
- (93) 平松文書(『平安遺文』二巻四三九号)
- (94) *三条家本北山抄裏文書長保二年(一〇〇〇)三月二日検非違使別当宣(『平安遺文』一〇巻補七号)は、太皇太后宮領大和国所在倉庫と納稻の焼亡嫌疑人が山城国不善輩を語らつて訴人を殺害しようとして狙っているとの通報を受けた検非違使庁が、山城国追捕使播美相奉らを指名して「真偽」がわからないので「実誠」を「尋捜」し「捕進」するよう命じたものである。ここでは追捕使に「真偽」「実誠」の「尋捜」すなわち「勘糺」が求められているのであるが、それは具体的事件についての「別当宣」による指名・指令であつて、国衛内部における追捕使の一般的任務・権限ではない。前述した長保五年の「兵乱」とも呼ばれた下総国府焼亡事件の追討使藤原惟風にまず「向_二事発所_一、弁_二定理非_一」が求められていたのと同じであ

- る『権記』長保五年九月五日条。また『御堂関白記』寛仁二年（二〇一八）三月廿四日条の大和国追捕使正満の行動は興味深い。二十二日に行われた頼通春日詣の準備過程で準備担当者豊原為時らが佐保殿の装束のために佐保殿預を呼び出したところ、本人は来ないで代理の侍法師を寄越してきた。為時は摂政の命なく法師を呼び出すのはまずいと警戒して追い返したところ、大童子六・七人が来て侍法師を「搦打」つたと抗議し、法師五・六人がそのときの為時の放言に抗議した。また興福寺別当林懐の使者が来て寺法師を呼び出した使者を搦めて差し出せと放言したので、為時はその寺法師は無事に帰参させたと回答したら、林懐使者は帰っていった。為時は「追捕使正満」を使者に林懐のもとに遣わして事情を説明させたところ、林懐から正満に下手人を連れてこさせよとの要求があった。この林懐の対応に怒った頼通は春日詣の引出物を林懐に賜らないという侮辱的処分を行った。ここで追捕使正満は、林懐に事件の事情説明をしたり仁懐から下手人の引き渡しを求められるなど「勘糺」に関わっているようにみえるが、頼通春日詣装束司為時の命によるもので、追捕使本来の権限によるものではない。
- (95) *天喜四年四月二十三日東大寺境内殺害事件の部分は、このたび加筆した。東南院文書二ノ五天喜四年四月廿三日東大寺五師等日記案（『平安遺文』三卷七九七号）。前掲拙稿（59）論文。
- (96) 前掲註（91）に同じ。
- (97) 『朝野群載』（卷廿二 諸国雑事上）天曆六年三月二日越前国司解
- (98) 佐藤進一『鎌倉幕府訴訟制度の研究』（畝傍書房 一九四三年）第三章第三節
- (99) 前掲註（92）に同じ。
- (100) 『類聚符宣抄』（卷七）寛弘三年三月九日官符
- (101) 前掲註（92）に同じ。
- (102) 前掲註（97）に同じ。
- (103) 石井進他編『中世政治社会思想 上』（岩波日本思想大系21）所収
- (104) 石井良助「大犯三箇条」（『増補 大化改新と鎌倉幕府の成立』所収 創文社 一九七二年）
- (105) 「刃傷殺害人」の場合は、第一章で論じたように、守護は「犯否」の「糺明」と「搦出」を国衙または荘園に通知・要請し、犯人を「請取」る権限に限定されていた。
- (106) 前掲拙稿註（4）論文
- (107) 竹内理三「在庁官人の武士化」（『律令制と貴族政権第II部』所収 御茶の水書房 一九五八年）が、在庁官人制についての唯一の本格的な研究である。*その後、前掲中込註（6）論文、前掲拙稿註（6）論文など。なお検非違所についての基礎的研究に前掲渡辺註（5）論文がある。
- (108) 国使については、前掲入間田註（6）論文、前掲大石註（6）論文、大石直正「尾張国解文―平安時代の国衙と農民―」（日本史の謎と発見5『王朝の栄華』所収 毎日新聞社 一九七八年）、前掲義江註（6）論文などの研究がある。
- (109) 三条家本北山抄裏文書長保二年三月二日検非違使別当宣（『平安遺文』一〇卷補七号）
- (110) 東大寺文書三ノ七文治二年七月日東大寺三綱等解案（『鎌倉遺文』一卷一三三三号）
- (111) 『十訓抄』（第十可庶幾才能事）「陸奥主師綱郤藤原基衡路斬信夫郡司季春事」（『新訂増補国史大系』18）
- (112) 『朝野群載』（卷廿二 諸国雑事上）天曆六年（九五二）十一月九日官符
- (113) 拙稿「王朝国家国衙軍制の成立」（『史学研究』一四四号 一九七九年）。*その後、拙稿「捕亡令『臨時発兵』規定について」（『続

日本紀研究』二七九号 一九九二年)で詳論した。

(114) 『延喜交替式』「凡諸国檢非違使、六年為一秩、限滿不待替人、直定解任」、『文徳実録』斉衡二年(八五五)三月廿六日条「制、大和国檢非違使正六位上伊勢朝臣緒繼預把笏、諸国檢非違使把笏始於此人」、『三代実録』貞觀十八年(八七六)七月八日条「山城丹波两国司申請、割国司公廨、准一分給檢非違使、但有調庸未進欠負未納之年、准国司例勸補、從之」など。

(115) 元慶出羽俘囚の乱において、「今勅上野下野等国、各發一千兵、亦重勅陸奥国、責以緩救、宜合三国兵、一時擒滅」といふ遣使に對して(『三代実録』元慶二年(八七八)四月廿八日条)、上野国は「權大掾從七位上南洲朝臣秋郷、權博士大初位下上村主美行、檢非違使從六位下多治比真人多磨雄」を派兵して、上野国とから、国檢非違使が「品官」(四等官の下位)にあつて官位相當を有する専門的職掌担当官)であつたことがわかる。*なおこのとき上野下野两国の軍士を引率した押領使が、「重犯」檢斷・「凶党」追捕機関としての押領使ではなく、軍行(征軍)・衛士・防人として派遣される国内兵士集団を引率する国司の任務を指す「軍行押領使」であることについては、前掲拙稿註(5)論文参照のこと。

(116) 前掲渡辺註(5)論文

(117) 日本思想大系8『古代政治社会思想』所収(岩波書店 一九七九年)

(118) たとえば「輕犯勘文雖非道官人、勘申敷、別当宣佐奉之例也」(『小右記』長元元年七月廿五日条)とみえる。道官人にはもっぱら明法博士が任用され(『職原抄』)、免物勘文・着欵勘文・罪名勘文など明法勘文の作成などの擬律、書面審理、判決案の作成などの法律実務を担当した。一方、「追捕宣旨」を蒙つて犯人追捕に出動するのが「追捕官人」である。たとえば、「依追捕官人下向騒動、私

宅自然損亡」(百卷本東大寺文書八十一号天喜三年十一月十三日安倍友高解『平安遺文』三卷七三八号)、「平尉忠宗共追捕、即捕得盜人三人、奏事由別当云々、但追捕官人等、示送可レ行着欵政之由」(『檢非違使雜事』神道大系『西宮記』「参考」壬生本「非西宮記」所引或記長徳三年五月廿六日条)、「追捕官人等給レ祿事」(『侍中群要』第七)など。ただし明法家の檢非違使は追捕に出動しない、ということではない。

(119) 近衛家本知信記天治二年至五年卷裏文書(『平安遺文』五卷一九九九号)

(120) 宮事縁事抄四宇佐長保五年八月十九日八幡大菩薩宇佐宮司解案(『平安遺文』九卷四九九号)

(121) 佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集 第二卷 室町幕府法』所収(岩波書店 一九五七年)

(122) 前掲入間田註(6)論文

(123) 前掲義江註(6)論文

(124) 『政事要略』(卷五十一)交替雜事 調庸未進)。*この史料の検討部分は今回かなり補筆した。この奏状の内容と寛平延喜年間の王臣家人対策(王臣家・富豪層分断政策)との間に質的な相違があることについては、他日、詳論したい。

(125) 私が「切斷」というのは、王臣家と富豪層の關係を一切断ち切るという意味ではない。脱税目的の結合を認めないということである

(126) 『権記』長徳元年十月六日条

(127) 前掲註(50)史料に同じ。

(128) *京中で鬪乱などの犯罪を犯した犯人の本主(道長や実資ら公卿)が私的制裁したうえで、被害者の本主の了解を得て檢非違使に禁獄させることが、権門相互間では一般的に行われている。『小右記』など貴族の日記に事例は頻繁にみえる。「御曹司御厩舍人」の刈

田を私的制裁したうえで国衙の禁倉に委ねた事例は、地方社会でも京内と類似の措置がとられていたことを物語る。この場合は国衙の検断権に委ねている。京内事件については多くの研究があり、最近の研究として告井幸男『撰関期貴族社会の研究』第一部第一章「法圈の分立と分有」（塙書房 二〇〇五年）をあげておこう。しかし、「軽犯」についての本主裁判権（検断権）をもつ公卿家の従者同士の闘乱で、本主が下手人の禁獄を検非違使に委ねているのは、検非違使に本主検断権を凌駕する検断権があったからでも、権門勢家が国家権力の分有者として検非違使指揮権を有していた（使序を分有していた）からでもない。自邸に適切な拘禁施設がないとか被害者側（本主）に手緩い処分との印象を与えまいとする配慮などの理由から、自邸での拘禁の代替措置として検非違使に拘禁を委託しているだけである。このようないわば「貸し監獄」機能は検非違使庁の収益源の一つだったのではないか。

- (129) 九条家本延喜式卷十二裏文書（『平安遺文』二卷四九五号）
- (130) 三条家本北山抄裏文書（『平安遺文』一〇卷補七号）
- (131) 東南院文書三ノ四十正暦二年三月十二日大和国使牒（『平安遺文』二卷三四七号）。*この相論をもとに、拙稿「王朝国家体制下における権門間相論裁定手続について」（『史学研究』一四八号 一九八〇年）で前期王朝国家段階（撰関期）の権門間相論裁定手続きについて明らかにした。
- (132) 東南院文書三ノ四十正暦二年三月十四日大和国使牒（『平安遺文』二卷三五〇号）
- (133) 前掲註（131）に同じ。
- (134) 東南院文書四ノ一（『平安遺文』一卷二五二号）
- (135) 九条家本延喜式卷四裏文書（『平安遺文』二卷五二七号）
- (136) 『朝野群載』卷廿二 諸国雜事上

(137) 『政事要略』卷八十四 糺彈雜事（告言三審評告等）。*この史料の検討部分はかなり補筆した。

(138) 前掲註（50）に同じ。

(139) 東寺百合文書（『平安遺文』三卷一〇五九号）

（付記）本稿は、一九七七年一月広島大学大学院文学研究科に提出した修士論文「平安中期における国衙軍制の構造」の一部を補訂したものである。本稿作成にあたって坂本賞三先生に多大の御指導を賜った。記して感謝の意を表したい。（一九七八・八・一〇草稿、七九・一〇・六成稿。*二〇一五・九・三〇補訂）

*三六年間も埃をかぶっていた本稿がやっと目の目を見た。その間、学会誌に投稿しようとしたことは何度かあったが、歳月が経つほどに補訂に時間を割くのが億劫になり、放置したままになっていた（数年前に院生だった加藤弘輝くんがワープロ入力を与えてくれていた）。だが本誌第五号に姉妹編を掲載したからには、片割れの本稿をそのまま眠らせておく訳にはいかなかった。煩雑でくだい論述に我ながらうんざりしながらの補訂作業。何度投げ出しそうになったかわからないが、ようやく完成にこぎ着けた。とはいっても、もはや時代遅れの感は否めない。だがこれでようやく修士論文のすべてをはき出したことになる。修論提出から三八年、長い道のりだった。こんな不肖の弟子を今日まであたたかく見守りつづけて下さった指導教官坂本先生に、一つの区切りを付けたことをご報告したい。

坂本先生の学恩に対する心からの感謝と先生の米寿・卒寿のお祝いの気持ちを込めて、本稿を記念号に寄せさせていただく。（二〇一五・九・三〇）

次頁からはじまる表1は、拙稿「王朝国家軍制研究の基本視角」（坂本賞三編『王朝国家国史の研究』吉川弘文館 一九八七年）の三三八頁〜三四三頁に掲載した表「八〜一二世紀の諸国宛『追捕官符』（後半一部カット）を各頁B5判に拡大して転載したものである。

表1 八〜一一世紀半ばの諸国宛て「追捕官符」

No.	年月	文書形式	宛所	事柄	罪名	賊徒呼称	発兵文言	勸賞文言	典拠
1	慶雲3(七〇六)・2	(逐捕)	京・畿内	盗賊滋起	乱	盗賊	差強幹人		続日本紀
2	天平2(七三〇)・9	(捉搦・擒獲)	京・諸国	盗賊	盗賊	盗賊			"
3	延暦15(七六六)・5	(索捕)	山陽道諸国	海賊	逃亡	海賊			日本紀略
4	延暦15(七六六)・12	(搜捕)	天下諸国	飛驒工逃亡	逃亡				"
5	弘仁5(八四四)・	(追捕)	出雲	俘囚乱	乱	賊	発軍		日本紀略
6	弘仁11(八三〇)・2	(追討)	相模・武蔵等7国	新羅人700人反叛、人民を殺す	反叛				"
7	承和5(八三二)・2	勸糺官符	畿内諸国	群盜公行、放火殺人	放火殺人	群盜			続日本後紀
8	承和5(八三二)・2	捕糺官符	山陽・南海道諸国	海賊	海賊	海賊			"
9	承和5(八三二)・11	(逐捕)	畿内	奸盜	盜	奸盜			"
10	承和7(八四〇)・2	(搜訊・獲進)	左右京職・五畿内・七道諸国	奸究之賊、放火奪物	放火・奪物	奸究之賊			"
11	承和15(八四八)・2	討伐勅符	相模・上総・下総等5国	俘囚九子廻毛等叛逆	叛逆				"
12	嘉祥3(八五三)・正	搜捕勅符	左右京職・五畿内諸国	盜賊群を成し、放火掠人	放火・掠人	盜賊	差発人夫		文徳実録
13	貞観4(八六三)・5	追捕官符	山陽・南海道諸国	海賊、備前国官米を侵奪し、百姓11人を殺害	殺害・侵奪	海賊			三代実録
14	貞観7(八六五)・6	追捕官符	山陽・南海道諸国	海賊	海賊	海賊			"
15	貞観8(八六六)・4	追捕官符	撰津・和泉・山陽・南海道諸国	賊党群起し、掠奪息むことなし	掠奪	海賊	差発人夫・		"
16	貞観9(八六七)・11	追捕官符	撰津・和泉・山陽・南海道諸国	伊子国宮崎村に群居し、掠奪せる海賊	掠奪	海(寇)賊	招募俘囚		"
17	貞観11(八六九)・6	(追捕)	大宰府	新羅海賊、豊前国年貢絹綿を掠奪す	掠奪	海(寇)賊	発兵		"
18	貞観17(八七五)・5	追討勅符	下総	俘囚叛乱し、官寺を焼き、良民を殺略す	叛乱		各発兵三百	褒賞	"
19	貞観17(八七五)・5	追討勅符	武蔵・上総・常陸・下野	同右	叛乱			褒賞	"
20	貞観17(八七五)・11	追討勅符	出羽	渡島荒狄反叛し、秋田飽海而郡百姓21人を殺略	反叛				"
21	元慶2(八七〇)・3	追討勅符	出羽	夷俘叛乱、秋田城郡院屋舎城辺民家を焼損す	叛乱	凶賊	発精兵		"
22	元慶5(八七一)・5	追捕官符	山陽・南海道諸国	海賊群を成し、殺害掠奪す	殺害・掠奪	海賊			"
23	元慶7(八三三)・2	追捕官符	上総	市原郡俘囚30余人叛乱、官物を盜取、人民を殺略	叛乱	群盜	差発人夫		"

48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	
承平8(廿八)・5	承平7(廿七)・11	承平6(廿六)・6	承平6(廿六)・6	承平3(廿三)・12	承平3(廿三)・12	承平2(廿二)・12	延長7(廿九)・5	延喜19(廿九)・5	延喜16(廿六)・12	延喜15(廿五)・2	延喜5(廿五)・10	延喜3(廿三)・7	延喜2(廿三)・9	延喜2(廿三)・8	延喜1(廿二)・2	昌泰3(廿〇)	昌泰2(廿九)・11	寛平7(廿七)・カ	寛平6(廿六)・3	寛平6(廿六)・2	寛平5(廿五)・5	寛平5(廿五)・5	寛平1(廿九)	元慶7(廿三)・7	
追捕官符	追捕官符	追捕官符	追捕官符	追捕官符	追捕官符	追捕官符	乱勸官符	追捕官符	追捕官符	追捕官符	追捕官符	追捕官符	追捕官符	追捕官符	追捕勅符	追捕	追捕勅符	追捕	追捕勅符	追捕勅符	追捕勅符	追捕勅符	追捕勅符	追捕官符	追捕官符
武蔵・隣国	武蔵・安房・上総・常陸・下野	伊予(掾藤原純友)	(南海道諸国)	左右京職五畿内七道諸国	(南海道諸国)	備前	下野等5国	武蔵	京畿七道諸国	信濃・武蔵・上野	飛騨	出羽・陸奥	越後	駿河	信濃(上野・甲斐・武蔵)	武蔵	上野	上野・隣国(坂東諸国)	大宰府	大宰府	大宰府	大宰府	(東国)	大宰府	
●	●	●	×	□	●	●	●	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
橘近保らの犯過	平良兼・源護・平貞盛・公雅・公連・秦清文ら	海賊	海賊	強盗・殺害	強盗	海賊	海賊	濫行	殺害	殺害	凶党	乱	乱	群盗	群盗	強盗	群盗	掠奪・殺害	凶(寇)賊	凶(寇)賊	海賊	海賊	賊	殺害	
							差向人兵																		
貞信公記	將門記	本朝世紀	扶桑略記	法曹至要抄	扶桑略記	貞信公記		扶桑略記	日本紀略	西宮記	扶桑略記	扶桑略記	日本紀略	扶桑略記	日本紀略	扶桑略記	日本紀略	類聚三代格				日本紀略	扶桑略記	三代実録	

73	72	71	70	69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	
寛和3(六七)・5	寛和2(六六)・正	寛和1(六五)	寛和1(六五)・12	寛和1(六五)・正	天元5(六三)・2	天元2(六二)・7	安和2(六二)・4	安和1(六一)・12	天曆1(五七)・4	天曆1(五七)・4	天曆1(五七)・2	天曆9(五六)・10	天曆4(五五)・9	天曆3(五四)・6	天曆3(五四)・4	天曆3(五四)・正	天曆3(五四)・正	天曆2(五三)・12	天曆2(五三)・8	天曆2(五三)・7	天曆2(五三)・6	天曆2(五三)・4	天曆2(五三)・4	承平8(五二)・11	
追討官符	追捕宣旨	追捕官符	追却宣旨	追捕官符	追討官符	(追捕官符)	追討官符	(追捕官符)	勸糺官符	(追捕勸符)	(追捕官符)	追捕官符	追捕官符	追捕官符	(追捕官符)	(追討勸符)	追討官符	追討勸符	(追捕官符)	追討官符	追捕官符	追討官符	追捕官符	追捕官符	
諸国	備前	東海東山両道諸国	大和・近江	山陽南海西海道諸国	伊予	(備前)	五畿七道諸国	信濃	伯耆	伯耆	河内	備前・播磨など12ヶ国	備前・播磨など12ヶ国	(常陸・陸奥カ)	駿河・遠江・伊豆・三河・尾張	東海・東山道諸国	信濃	尾張	出羽	相模・武蔵・上野	越後	出羽・陸奥	駿河・伊豆・甲斐・相模		
□	●	●	○	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	□	●	●	●	
陸海賊	所部を横行し、多数人の愁をなす権門勢家使・鹿田庄司ら	陸奥介平忠頼・忠光ら、武蔵国に移住し平繁盛に事煩す	大和国近江国不善之輩	藤原斉明、播磨介藤原季孝・彈正少弼大江匡衡を刃傷	海賊蜂起し、調庸運送し難く、往還人を劫す	備前介橋時望、海賊のために殺害さる	安和の変の謀反党類、源連・平貞節ら	藤原千常乱	右相撲額田時茂	前司忠明、賀茂岑助を殺害す	藤原是助ら、400人の兵率を率い、物部高茂・忠明舎宅を焼く	志紀郡大領清内稻積、犯過	南海凶賊藤原文元ら	南海凶賊藤原純友および暴悪士卒	平将種・陸奥権介伴有梁と謀反を成す	凶党に打破らる	官符使・駿河国にて群賊に奪取さる。岫崎関	平将門謀反	平将門謀反	国守藤原共理射殺さる	浮囚反乱	国々群盗	右 上	浮囚反乱、秋田城軍と合戦す	平将武
				刃傷	海賊	海賊	謀反	乱	殺害	焼亡		凶賊	凶賊		謀反	謀反	謀反	謀反	殺害	反乱	反乱	反乱	反乱	反乱	
					海賊	海賊						凶賊	凶賊			凶党	凶賊	凶賊	凶賊		群盗	凶賊	凶賊	凶賊	
	召集数百人															可送援兵		徴発軍兵		練精兵				国内浪人差宛軍役	
				勸賞	賞進												不次賞								本朝世紀
2, 3, 3, 9	朝野群載・本朝世紀	9, 4, 5, 7, 3	日本紀略	小右記	録略・小記目	紀略・小記目	日本紀略	北山抄	日本紀略	九曆	日本紀略	本朝世紀	貞信公記	師守記	貞信公記	貞信・紀略	本朝文粹	日本紀略	貞信公記						

96	95	94	93	92	91	90	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	
万寿4(1007)・7	万寿4(1007)・2	治安3(1003)・11	治安2(1003)	治安1(1003)・6	寛仁4(1000)王12	寛仁3(1000)・4	寛仁1(1000)・7	寛仁1(1000)・正	寛弘7(1000)・6	寛弘4(1000)・10	寛弘4(1000)・8	寛弘3(1000)・7	長保5(1003)・2	長保2(1000)・9	長保2(1000)・8	長保1(1000)・8	長徳3(1000)・10	長徳3(1000)・5	長徳3(1000)・5	長徳1(1000)・10	長徳1(1000)・9	正暦3(1000)・7	
捕進官符	捕進官符	追捕官符	追捕官符	追捕官符	追討官符	追討官符	(追捕官符)	捕進官符	(追捕官符)	捕進官符	(追捕官符)	追捕官符	(追捕官符)	追捕官符	追捕官符	追捕官符	追捕官符	追捕官符	追捕官符	追捕官符	追捕官符	(追討官符)	
信濃	駿河・遠江・甲斐・相模	相模	但馬	七道諸国	大宰府	大宰府	播磨	播磨	備前	長門	大宰府	大和	下総・武蔵	伯耆	備前	大和	大宰府・長門	近江	摂津	尾張	左右京職五畿七道諸国	阿波	
●	●	●	○	●	●	○	○	○	●	●	●	●	●	●	○	●	●	×	○	○	□	×	
関白所領笠原牧使を殺害せる犯人	関白所領遠江国笠原牧司を殺害せる犯人	殺害犯人小一条院庄司維朝法師	瀧口信乃介、東宮史生(安行を郎等に殺害させた平致経・公親)	南蛮賊徒、薩摩に到り、人民を掠虜	刀伊国凶賊、対馬・志岐・筑前に来寇	前撰政家砂金盗人	瀧口大藏忠親を殺害せる掃部允三善明孝とそ の因縁	前出羽介元頼	前出羽介源信親を射殺せる犯人平季忠・季久	前出羽介元頼	大隅守菅野重忠、大宰府において大藏満高ら に殺さる	興福寺僧連聖等、大和国内の民烟放火・田畠 損亡す	平維良兵乱、国庁焼亡・官物掠虜	不善往還し氏族を汚す伯耆国藤氏氏人	前武蔵守藤原寧親郎等を殺害せる阿波権守源 濟政郎等	能信を殺害す	田中・丹波・紀伊殿庄凶党数十人、国使藤原 能信を殺害す	検非違使隨身火長を殺害せる強盗公丸同類	南蛮蜂起、奄美島人大宰府管内諸国を掠奪す	高根長正を殺害せる犯人同類清科宗正・三宅 得正ら	中宮侍長平季満、勸学院領玉江庄司を殺害す	権門勢家濫悪雑人、人家を破壊、財物を掠損す	海賊
殺害	殺害	殺害	殺害		盗	殺害	殺害	殺害	殺害	殺害	殺害	放火	兵乱	殺害	殺害	殺害	掠奪・殺害	殺害	殺害	殺害	殺害	海賊	
犯人	犯人	犯人	犯人	犯人	賊徒	凶賊	犯人	犯人	犯人	犯人	犯人	犯人	犯人	犯人	犯人	凶党	賊徒	差副人兵	差副人兵	差副人兵	差副人兵	海賊	
				賞	賞		賞		賞								褒賞					勸賞	
〃	〃	〃	小右記	〃	左経記	小右記	日本紀略	左経記	御堂関白記	小記目録	紀略・権記	小右記・御堂	小記目録・百	〃	権記	2・385	小右記・権記	〃	〃	権記	略	小記目録・紀	

109	108	107	106	105	104	103	102	101	100	99	98	97
寛徳3(二四六)・10	長暦4(二四〇)・4	長暦3(二三九)・3	長暦2(二三八)・12	長暦5(二三三)・6	長元4(二三三)・8	長元4(二三三)・7	長元4(二三三)・3	長元4(二三三)・2	長元3(二三三)・9	長元2(二三二)・2	長元1(二三二)・8	長元1(二三二)・6
追捕官符	追捕官符	追捕官符	追捕官符 (追捕官旨)	捕進官旨	擲護官旨	追捕官符	追捕官旨	追捕官旨	追捕官符	追捕官符	追捕官旨	追捕官符
七道諸国	五畿七道諸国	諸国	越後	大和・紀伊	伊勢	大宰府	伊勢	駿河	坂東諸国(源頼信)	東海・東山・北陸道諸国	伊勢	東海・東山道諸国(平直方)
○	○	○	○	○	○	○	●	○	×	×	●	●
大神宮一祢宜宮真神主を殺害せる犯人	肥後守藤原定任を殺害せる藤原正隆	高陽院を放火した嫌疑人叡山専当能法師	越後国のごとで勘当さる左衛門尉平繁貞の郎等	金峯山寺検校を殺害せる犯人	不善狂乱の齋宮寮権頭藤原相通夫妻	相僕人宇治元高および同意者	従五位下大原為方を殺害せる犯人	甲斐国調庸使を殺害せる流人使	平忠常	平忠常	内膳典膳安曇為助らの兵乱、騒動を虜掠す	前土総介平忠常、安房守惟忠を殺害し、坂東を虜掠す
殺害	殺害	放火	殺害	殺害	殺害	殺害	殺害	殺害	(乱逆)	(乱逆)	兵乱	乱逆
			犯人					(寇賊)	(寇賊)	(諸国兵士)	(諸国兵士)	諸国兵士
									賞	(賞)		(賞)
大神宮諸雑事記	春略記	扶桑略記	春略記	左経記	"	"	"	小右記	日本紀略	"	小右記	小右記・他

(備考) ●は、国衙からの申請(飛駅・国解)をうけて国衙に「追捕官符」を発給したもの。×は、追討使を派遣したもの。
○は、京中犯人・地方犯人が諸国に逃亡し、政府が事発国でない国に一方的に「追捕官符」を発給したもの。
□は、「新制」など、中央政府の一般的政策として「追捕官符」を発給したものを示す。
典拠欄の数字は、『平安遺文』の巻数と文書番号を示す。